

決算特別委員会記録

開会年月日	平成 27 年 9 月 17 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
散会時刻	午後 3 時 04 分
出席委員名	◎世古口新吾 ○野口佳子 上村和生 野崎隆太
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	黒木騎代春 上田修一 工村一三 宿 典泰
	中山裕司
	小山 敏 議長
欠席委員名	
署名者	上村和生 野崎隆太
担当書記	伊藤 亨
審議議案	「議案第 74 号 平成 26 年度決算認定について」外 4 件一括
説明員	市長、副市長、総務部長ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前10時、世古口委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第74号平成26年度決算認定について外4件一括」を議題とし、審査の進め方は委員長に一任することを諮り決定の後、まず議案第74号の歳入款1市税から審査に入り、歳出款2総務費、項1総務管理費、目10男女共同参画推進費まで審査を終わり、諮ったところ本日はこの程度で散会し、18日午前10時から継続会議を開くことを決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時04分に散会した。

その概要は以下のとおりである。

なお、審査に入る前に、世古口委員長から、平成26年度決算に対する質疑にとどめること、発言は起立して行うことなど、審査を効率的に進めるため、各委員に対して質疑における諸注意、当局参与に対して答弁の際の注意があった。

開議 午前10時00分

◎世古口新吾委員長

ただいまから決算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、上村委員、野崎委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、「議案第74号平成26年度決算認定について」外4件を一括議題といたします。審査の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

審査につきましては、議案第74号から順次審査を行い、審査を終了した後、5件一括に対する討論を行い、続いて採決を行う形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、議員間の自由討議につきましては、審査の中で討議をすべきことがあれば委員から申し出をいただき、それを皆様にお諮りいたしまして行いたいと思います。

また、一般会計、特別会計、企業会計及び全会計の審査終了後に、皆様に自由討議の実施についてお諮りいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

次に、審査にはいます前に、委員長からひとこと皆さまをお願いを申し上げます。審

査に当たりましては、平成26年度の決算に対する質疑にとどめていただき、起立のうえ発言していただきますようお願いいたします。また、数字のみを確認する質疑、要望事項、他の委員の質疑と重複する質疑は避けていただき、関連質疑がある場合は重複を避け、要領よくお願いをいたします。

なお、質疑は一問一答方式で行い、簡潔をお願いいたします。

当局の説明員の方におかれましては、発言の際、挙手のうえ大きな声ではっきりと、みずからの職名を告げていただきますようお願いいたします。

また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁につきましても要領よく簡潔にお願いして、審査の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、効率よく進めたいと思いますので、委員並びに当局の皆様方の格別の御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、5件一括の議案中、まず、「議案第74号平成26年度決算認定について」から御審査願うことといたします。事項別明細書により、一般会計の歳入から審査に入ります。

【款1市税】

○藤原清史委員

このところで、市税の状況を見ますと、平成26年度の収入済額が前年度と比較しまして約4億8,200万の増、収入未済額も前年度と比較しまして2億5,400万減となっており、収納率も92.6%、前年度より1.8%の増となっていることは評価したいと思うんですけども、そこで、この成果をどのように分析されているか、お聞きしたいと思います。

●藤井収税課長

昨年度につきましては、繰越分の収納率が低迷をしておったということもございますので、今まで納税交渉が進んでいない方を中心に財産調査の強化を行ったところでございます。それで、担税力、資力がある方につきましては粘り強い納税交渉を行い、それでも御理解をいただけない場合につきましては、財産の差押え等をさせていただき、滞納額の圧縮に努めたところでございます。

なお、納付意思がございまして、資力がない方につきましては、生活状況を十分確認をさせていただき、滞納者の実情に合った納付指導をするなど、丁寧な対応を行ってきたところでございます。

○藤原清史委員

財産調査を強化されたという答弁をいただきましたけども、具体的にどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

●藤井収税課長

従来でございますと預貯金の調査が中心でございましたが、昨年度からは、預貯金のほかに生命保険、給与、年金等につきましてはの調査も強化させていただいたところでございます。

○藤原清史委員

具体的な調査を聞かせていただいた、その調査件数についてはどうでしょうか。

●藤井収税課長

調査件数でございます。平成25年度は9,914件、昨年度は2万3,816件でございます。

ちなみに内訳でございますが、預貯金が1万6,100件、生命保険等が7,541件、給与が127件、年金が41件でございます。

○藤原清史委員

今までですと、管理回収機構と税込確保の活動状況をいろいろ聞かせていただいていたのですが、今回この収税課としましての取り組みの成果が大きかったと思うんですけども。最後に当局として、今後の取り組みの決意をもう少しお聞かせ願いたいと思うんですけども。

●藤井収税課長

今後の取り組みの決意ということでございますが、昨年度につきましては、繰越分の滞納整理の強化ということで取り組んでまいりましたんですが、今年度につきましては、特に現年度分の徴収率をさらに向上させていくということで、まず、納税者の皆様に、納期内納付の御協力をお願いしたいということで周知徹底をしてまいりたいと考えております。

そして、初期滞納者につきましては、私ども徴収嘱託職員11名おります。早期にお邪魔させていただきまして、納付指導または徴収をさせていただくとともに、督促状を送付させていただいても納付いただかない方につきましては、早い時点から財産調査もさせていただきながら、担税力がある方については引き続き粘り強い納税交渉させていただいておりますが、納付意思がない方につきましては、従来は繰越分の財産処分が中心でございましたが、今後につきましては現年度分の差押えも視野に入れた対応をし、滞納額の圧縮に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

同じ市税のところ、藤原委員がいろいろお聞きしていただいたので、かぶらないようにしたいと思います。

まず、いろいろ収入済額もかなりふえておりますということで、徴収嘱託職員の方の働きもかなりあつたんじゃないかと、その一元化による取り組みは昨年度も評価させていただいたところですけども、平成26年度も嘱託職員が収納率向上にどの程度寄与されたのか、わかれば金額面でお知らせいただきたい。また、何名で徴収されて金額は幾らになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

●藤井収税課長

徴収嘱託職員の業務でございますが、主に、うっかり忘れ、または、初期の滞納者への徴収及び納付指導を行っておりますが、今回、徴収一元化によりまして、保険料などとの重複滞納者を効率的に対応させていただいたということでは、私ども総合的に判断して一定の効果があつたのではないかと考えております。

具体的な数字ということでございますが、市税だけで申し上げますと、訪問件数が前年度比2,074件減少をしておりますして、徴収金額につきましては710万円の増額となっております。全体では、徴収金額につきましては26万円の減額でございます。

○福井輝夫委員

徴収嘱託職員の方も頑張っていると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それから、この中での不納欠損額について少しお伺いします。市税の部分で不納欠損額を見てみますと、合併以来から、ずうっと1億円以上は常にあつたわけなんですけど、ことしは5,500万円近くになったと、約45%に減っておるということで、この辺はかなり評価させていただきたいと思っております。

いろんな案件で、私も立ち会つたことがございますんですけど、ある方で、市の対応としまして何度も交渉を重ねて、徹底して相手の状況を把握して対処しておられるというのは非常に評価させていただきたいと思っております。

そんな中で、この不納欠損額の中で、市民税、固定資産税とかそういうのは大体、去年に比較して50%とか、それから市民税が50%、固定資産税が40%、かなり減っております。それから軽自動車税が68%、都市計画税が43%ということですけども、この軽自動車の68%だけがちょっと多めに感じるんですけど、これは何か改善点等は今後考えられておられるのでしょうか。

●藤井収税課長

軽自動車税の不納欠損の件でございますが、軽自動車税につきましては、原付自転車などで車検制度がないもの、また売買時に登録変更をせず、旧所有者に課税をされまして、その方が納税をされない、廃車等の手続をされてない、というのが主な原因でございます。

私どもとしましては、税収を確保するために、まず納税環境の充実、あと、税に関する知識、仕組みなどを納税者の方に広報いせ、ホームページ等を通じて啓発をさせていただいて納税意識の高揚を図ってまいりたい、そのように考えておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

○福井輝夫委員

そういう面での広報等については、いろんな知らない方もおりますといけませんのでね、大いにしていただきたい。

全般的に、この債権回収対策室のことで、これが設置されてから4年たつておるわけなんですけども、今後さらに全体としてどんな課題と改善点があるのか、その辺もし考えが

あればお聞かせください。

●中村債権回収対策室長

私ども債権回収対策室は設置して4年になるんですけども、基本的には市税以外の強制徴収できる保険料を中心に移管を受けて、滞納処分を中心にさせていただいております。ただ、移管を受けた方を確認させていただきますと、やはり市税と重複して滞納されている方が平均的に約6割ぐらい見えます。ということで、市税、収税課といかに連携して、その方の徴収金の全体を徴収して、また、とれない場合については執行停止等の滞納の整理を進めながら、連携を図って、より一層の、全体の徴収金の削減を進めていきたいと考えております。

◎世古口新吾委員長

ほかに。

工村委員。

○工村一三委員

昨年より、収納率に関しましては非常に努力されたということに対しては、大変評価させていただきたいというふうに思います。ただ少し気になりましたのは、安定した収納の方法で口座振替が、割合として昨年30.5に対して28.9と、割合というのは、ほかが伸びれば口座振替の分が下がるというのは十分承知しておりますが、口座振替の利用者数に関しまして、昨年度9,200人ぐらいしていただいておりましたが6,700人に落ちたと、2,500人ぐらいが、口座振替をやめられたのかどうかちょっとわかりませんが、その辺の内容について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●藤井収税課長

口座振替者の減ということでございますが、納税者の方に納税環境を拡大するということは大変重要なことと考えておりますが、近年はコンビニ収納ということで、そちらのほうが、金融機関が閉まっている時間でも、夜でも納められることが可能ということで、若干ではございますが口座振替のほうからコンビニ収納のほうへ変更されたのではないかとということで、私ども把握をしております。

○工村一三委員

その割に、コンビニ収納の金額は、まあふえておるのはふえておりますけど、なにか2億5,000万ぐらいが口座振替から落ちるといいますので、この辺がちょっと、コンビニは5,000万ぐらいふえとるんですね、市税全体で。ですけど口座振替の場合は2億5,000万ぐらいが落ちるといいますので、実質この口座振替を解約されとるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

●藤井収税課長

口座振替が減ったのは解約されたのではないかという御質問だと思うんですけども、ち

なみに、口座振替につきましては26年度収納状況でございますが、全体で28.9%、25年度につきましては30.5%ほどでございますので、議員仰せのとおり口座振替につきましては減っておる状況でございます。

私先ほど答弁させていただきましたコンビニエンスストアでの収納につきましては、25年度は5.6、昨年度5.7ということで、若干でございますが伸びている状況でございます。

今、議員の御質問の口座振替の解約をされたのかどうかという御質問でございますが、申しわけございません、その詳細な分析まではしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○工村一三委員

また、後ほど教えていただきたいと思えます。

市の方向性として、これから収納に対して、コンビニ収納も若い人たち、あるいは夜の間ということで非常に利便性があると思えますけど、実際、口座振替で完全に収納していただけるという方法が一番堅いというふうに感じております。今後、市としましては、収税としましてはどういうふうな、口座振替をメインに行くのか、またコンビニをこれから伸ばしていくのか、その辺だけちょっとお聞きして、終わりたいと思えます。

●藤井収税課長

今後の、市としてどういう方向で進むかっていうことでございますが、議員仰せのとおり、口座振替につきましては納め忘れが少ないということが大きなメリットでございます。口座振替、今コンビニ等々の納税環境ということでございますが、ほかにも納税環境ということでいろんな今現在クレジットペイ等を入れております行政もおりますことから、その辺のメリット、デメリットを整理させていただきながら、納税環境の拡充に努めてまいりたい、そのように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎世古口新吾委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

少し固定資産税と都市計画税のほうで質問させていただきたいと思えます。

市民税のほうですと収入ありますんで問題がないと思えますが、固定資産税、都市計画税に関しては収入がない場合でも課税されます。例年、多額の収入未済額が発生しておりますが、市のほうとしてはどのような対応をしておるのかお聞かせください。

●藤井収税課長

都市計画税につきましては、現在は固定資産税と合わせて賦課をさせていただいて、皆様に納付をお願いしておる状況でございますが、納税交渉をさせていただいても納付意識がない場合、また家賃、賃料の収入がある場合につきましては、現在は債権の差押えをさせていただいておる状況でございます。

また、収入がない場合につきましては、家、土地などがございまして、購入時に抵当

権が設定されておりますことから、滞納処分をさせていただいても配当がないというようなケースもございますので、滞納者の皆様の生活状況を確認させていただいて、滞納者の実情に応じた納付指導を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○岡田善行委員

滞納者の実情に応じた納付指導を行っていくということをお聞きしました。都市計画税と固定資産税の未済額の対応については理解はさせてもらいましたけども、さらなる未済額の圧縮について今後の取り組みをどのようにしていくのか、その点をお聞かせください。

●藤井収税課長

都市計画税、まあ固定資産税もそうでございますが、収入に関係なく課税をされております。納付資力がない場合であっても建物、土地は財産でございますので、私どもとしては債権を保全するためにも、不動産の差押えを執行することも視野に入れて、今後対応してまいりたいと考えております。

また、時効中断を目的とした差押えにつきましては、滞納者の皆様の生活状況を十分確認をさせていただいて、その実情に合った納付指導を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○岡田善行委員

今の話ですと、時効中断もこれも含めたそういうやり方もとっていききたいということをお聞かせいただきました。できる限りそうやってしていただきたいと思っております。

先ほど、市税のほうでもお答えの中でありましたが、未納ができるということは現年度分が払われていない、そういうことになります。そう考えると、差押えを現年度分からしていくということも早急に考えなければならないことだと、私も思っておりますので、そういう点は力を入れてください。実際問題、税の公平性を考え支払い能力がある方からは、やはりとっていただきまして、所得のない方はどういうふうにも払ってもらえるか、それも考えて、これからもできる限り徴収率を上げていただくようお願いいたします。

◎世古口新吾委員長

他に。

宿委員。

○宿 典泰委員

先ほどから市税の収入未済のことについての御質問もありました。私からも、収入済額が173億1,200万強。それに対して収入未済額が13億2,940万2,000円あるということで、これについては、やはり不納欠損の額が5,577万6,306円ということで、不納欠損ということですから債権放棄をしたわけでありませう。

この内容を見てみると、やはり7項目ある区分の中で、この2条と言われる時効の完成というのは、時効ですよ、時効を迎えたということで放棄をしたわけでありませう。この

点につきましては24年度から25年ということで、先ほどからの話の中で1億円強があったものが今5,577万6,000円までこう縮まってきたということです。

先ほどの2条の話でありますけれども、5,577万6,000円のうちの、もうこの86%がその時効になっておるということですね。ここら辺の分析をしますと、いかにこの収入未済をどれだけとっていか、減らしていくか。それと、その収入未済の中で現年度分の減らし方というのが非常に気になるどころだし、ここら辺が重要であろうと思うわけですね。

だから、現年度分の収納率を上げていくということについての、今やられておる税収の関係の行動について少し教えてください。

●藤井収税課長

現年度分の現在の収納の取り組みということでお答えをさせていただきます。先ほどの答弁と若干かぶる部分もございますが、まず市民の皆様には納期内納付、それを皆さんに御協力をいただくよう、これからはしっかり周知徹底をさせていただきたいと考えております。

あと、初期滞納者、うっかり忘れの滞納者につきましては、先ほど福井委員からの御質問もございましたが、徴収嘱託職員が早い時点から訪問をさせていただいて、納付指導をさせていただく。

あと、私ども職員につきましても、早いうちから財産調査をさせていただく。納税交渉も粘り強い納税交渉、納付意識がない方については、岡田委員へ答弁もさせていただきましたが、現年度分の差押えも視野に入れた対応をさせていただきます。

ただ、大きな私どもの今後の課題でございますが、まず、現年度分は納期内納付を皆様にお願いをさせていただいて、私どもとしてはぜひ年度内に現年度をできるだけ納めていただくように私どもも努力をさせていただき、繰越分をできるだけ減らす。どうしても繰越分になってしまいますと新しい賦課もふえ、滞納者の皆様には納めづらくなりますので、若干厳しくはなりますが、早いうちの対応をさせていただき、現年度分につきましては年度内の完納を目指して職員が気を引き締めて対応してまいりたいと思います。

○宿 典泰委員

はい、わかりました。そうなりますと、収入未済も24年度から17億6,200万あったものが13億2,900万ぐらいになってきたと。今の回答で、現年分を集中して徴収にあたるとということもお聞きをしたわけですが、そうすると、現年度分の徴収の仕方と過年度分の徴収の仕方というのは、若干、担当者の行動にもよると思うんですけど、変わってくるんかなと、こんなことをちょっと想像します。そうなったときに、どうしても不納欠損に至る方というのは、先ほどあった60%が他の部分でも未収があるということをお聞きさせると、やはりそのあたりの現年度分の徴収をしっかりやるための組織的な問題とか課題というの、少し浮き彫りになってくるんかなと。当然、人員をそれだけかければいいわけでありましてけれども、限られた人員の中で行動しようということになると、やはり現年度分に集中をする、過年度分のとり方についても若干工夫をするということになるかと思うんですけども、そのあたりは課内でということか、債権回収との含みも含めて、どのように課題というのか問題点を出されていって、次の段階に移るといった話がさ

れておるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思うんですけど。

●藤井収税課長

私ども現在、滞納者数約7,300人おりますが、それを6人の職員が地区担当割ということで業務分担をさせていただいております。他市の先進地の状況を見ますと、地区担当割ではなくて、今、議員仰せのとおり、現年度それから繰り越し分に割る方法、また、滞納額の多い少ないで割る方法、いろんな手法があるかと思えます。私どもといたしましてはどの方法が効率的で、また成果が上がるかを十分検証しながら今後取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○宿 典泰委員

確かに今言われたようなことが非常に重要だなと思えます。我々からすると、その額というのはなかなか見えにくい部分です。個人の額というのはね。当然、収納未済にあたる大変大きな額を滞納してみえる方からとっていただきたいというのは、我々も市民が思うわけなんですけれど、あとは内部の徴収員の問題であるとかそういったものは人的な配置のことも若干問題になると思うんですけども、やはりそのあたりをやっていただかないと、どうしても収入未済の13億2,900万というのが未収で終わる。その分の中のものについてが2条としての時効になってしまうということで、毎年5,000万以上のこういう不納欠損をしていくということは、やはりそれは市民からの公正公平な収納ということを考えて、やはり不満が残る部分でありますので、しっかり対応していただいて、庁内に人的な問題がある、また組織的な問題がある、今言ったような区分の形でできるということであれば、そのようにやっていただきたい、こんなことを思います。

◎世古口新吾委員長

他に御発言。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この市税の傾向についての見方についてお尋ねをします。

平成26年度決算における市税収入は173億1,291万3,000円と対前年度比で2.9%であって、このことは自主財源比率を前向きにする、そういう側面であって肯定的に見れる面やと思うんですけども、歳入全体に占める割合は33.8から36.4と増加しております。

ところがこの内訳を見ますと、市民税の法人税の法人分については、ほぼリーマンショック以前の水準を回復したように思えるのですが、個人分については94.2%とまだ影響から抜けきっていないように見えるわけです。

このような傾向について、やはりその背後には市民の生活実態というあらわれがあるというふうに思うんですけども、どのように分析、判断を市としてはなされているんでしょうか。

●石田課税課長

委員御指摘のように、法人市民税につきましては年々増加をしてきておりますが、個人市民税のほうは、なかなか伸び悩んでいるというところがございます、個人の所得がなかなか増加していかないということが原因かと思えます。

法人市民税のほうにつきましては、26年度決算におきましては遷宮の効果というものもあらわれているものというふうに分析をしております。

○黒木騎代春委員

個人のほうが、なかなかまだまだということで、市としてもいろんな施策の面で、こういうところをどういうふうに後押しするかっていうことが必要になってくるかと思うんですが、今後の傾向と流れについては、なかなか難しい面もあるんですけども、国の政策の成り行きも関係してきますけども、お考えがありましたら、今の時点での考えをお示しいただきたいと思えます。

●石田課税課長

個人市民税の場合は1年遅れで課税がなされるということもございますので、法人の場合はその決算年度で課税されますので、個人のほうは1年遅れで数字が推移してくるというものでございますが、なかなか個人の所得を伸ばせる努力というのが、なかなか市として取り組むというのはちょっと難しいという状況でございます。

○黒木騎代春委員

わかりました。市税全体の、この市民税全体の比率では個人住民税の割合が80.8%ということで、市民税収入のメインであるということをはっきりしておきまして、自主財源比率が常に問題にされるわけですけども、この個人市民税の伸びがどうなるかっていうことがやはり帰趨を決めるということになると思えますので、この点についてどういうふうに手立てを打つかというのは、この市政全体の重要なポイントになると思えますので、そこにこの決算の総括の上で大いに着目していただいて、今後の施策にぜひ生かしていただくべきではないかっていうことを申し上げて終わります。

【款2 地方譲与税】 発言なし

【款3 利子割交付金】 発言なし

【款4 配当割交付金】 発言なし

【款5 株式等譲渡所得割交付金】 発言なし

【款6 地方消費税交付金】 発言なし

【款7 ゴルフ場利用税交付金】 発言なし

【款8自動車取得税交付金】 発言なし

【款9国有提供施設等所在市町村助成交付金】

○藤原清史委員

この国有提供施設等所在市町村助成交付金のところですけども、決算額が7,194万4,000円、これは基地交付金ですが、昨年度に比べますと約300万強減っているんですけども、これは国の交付金ということで、国が算定しているわけですが、どういう理由で減額になっているのか、その要因を教えてください。

●石田課税課長

この交付金につきましては、いわゆる基地交付金という呼ばれるものでございます。委員御指摘のとおり、26年度の決算額を前年度と比較いたしますと313万9,000円の減ということになっております。この理由ということですが、基地交付金につきましては法の定めによりまして、その年度の国の予算を交付対象でございます各市町村に有します対象資産価格で案分をして交付されるものでございます。毎年、総務大臣がその年度に交付すべき基地交付金の額、それからその算定の基礎となった対象資産の価格の合算額その他必要な事項を知事を経由いたしまして市町村に通知され交付されるというものになっております。平成26年度は、この配分が伊勢市においては減額となったものでございまして、対象資産の価格が前年度より減となったことにより交付額が減少したものと思われま

○藤原清史委員

これは一般財源でありまして市の貴重な財源の一つになっているわけですけども、国などに対して増額要望等は行えないのでしょうか。

●石田課税課長

国などへの要望ということですが、要望につきましては全国基地協議会というところから毎年1回、要望事案の調査票という形で照会がございまして、これによりまして要望書のほうを提出させていただいております。

【款10地方特例交付金】 発言なし

【款11地方交付税】

○宿典泰委員

1点だけお聞かせください。資料はいただいておりますけれども、普通交付税の合併特例措置の分も含めて99億4,396万9,000円ということで、その内訳が合併算定の分として約20億あるということで、このあたりの推移というのが、我々17年の合併以来10年たち、また5年間の延長ということになりました。激変緩和の問題についてもいろいろと今までも議論をしておると思うんですけども、0.9からゼロになっていくということで、平成32

年にはこの20億というのがだんだん減らされていくんだらうというような話であります。

今回、地方交付税としては99億ということで多額の額が確保できたわけなんですけれども、国との折衝の関係もあって、なかなか地方ではかれるものではないとはしても、この行方というのを今回の決算の上でどのような評価をされておられるのかお聞かせをください。

●鳥堂財政課長

委員のほうからも、今、御説明いただいたように、国のほうでいろんな形で今、調整がかかっております。例えばですけれども、26年度におきましては市町村の姿の変化に対応した算定ということで、いわゆる支所ですね、伊勢市の場合におきますと総合支所、総合支所は三つ持っております。そういった観点での見直しがなされております。

この、その部分についてはプラス要素として働いてはおりますが、その他の部分で調整がかかって下がっている。ですので、平成26年度におきましては、今、合併算定替としましては20億が数字として上がっています。

では25年度どうであったかといいますと、25年度におきましては22億、23億ぐらいのところは合併算定替で加算されておった分であったということになりますので、今年度の決算から推測するところではありますけれども、一本算定分のほうの割合が少しふえてきておる。算定替の加算部分、特例加算の部分が小さくなってきておるということから、先をちょっと推計をいたしますと、激変緩和期間の中で下がっていく幅も、25年度であれば22億でしたけれども、26年度におきますと20億ですので、こういった形で今後も見直しが行われる中で、減り幅としては対象額としては小さくなるのではないかと推測をしております。

○宿 典泰委員

そうしますと、財源の確保として一番気になる部分だと思うんですけれども、今後この歳入の部分としての地方交付税がそういうことで当て込みができないということになったときに、こういった財源の確保というような考え方を基本的にもっておられるのか、ちょっとお聞かせをください。

●鳥堂財政課長

今の御質問の部分ですけれども、交付税につきましては激変緩和がなされていく、一本算定のほうに近づいていくということで、総額としては小さくなってまいります。ですので、市長答弁の中で、質疑一般質問等でいろいろとお答えをさせていただいておる部分もございますけれども、その中でも申し上げておりますように、今後の中では、こういった形で一般財源が減っていくという傾向にある、これはもう否めない事実でございますので、歳出のほうの抑制をまずは図りたい、そういったところでの対応かなと。

特に、一般財源のほうを急激にふやす、そういった特効的な措置、特別な対応というものも、なかなかとりづらいものもございますので、まずは歳出のほうの経費節減ですね、総額の抑制を図る中で、その他の部分といたしましても、国のほうといたしましては今回でもそうですけれども、交付税につきましてもある部分、言うたら合併団体が今後こういった形で交付税措置される部分が下がるところに対して、何とか手当てがしてもらえんかと

いうふうな、そういう申し入れ、要請等をかけておる中で見直しがなされていく部分もございまして、そういったところでは意見として申し上げ、またそのほか補助金、交付金等新たなメニューのものが多分創設される部分もございまして、そういったものの活用ができる形での事業化を考えながら対応してまいりたい、そのように考えておるところでございまして。

○黒木騎代春委員

この地方交付税なんですけれども、地方消費税交付金が14億9,000万円ぐらい、この決算の中に入っておってですね、その地方交付税の、やっぱりこの基準財政収入額のカウンタで、その分をやっぱり交付税で減らされるということになってるっていう、その影響の関係についてはどの程度あるのかというのは、わかるでしょうか。（「地方消費税交付金って終わるとのと違うの」と呼ぶ者あり）いやいや、この地方交付税にどんな影響が出るとかということなんです。

●鳥堂財政課長

今、御質問いただいております部分といたしましては、交付税が算定される上での基準財政収入額の点でということになるかと思いますが、そちらのほうにつきましては、確かに消費税のほうは以前の5%から8%になったということで上向きの要素はございます。

そもそものところの地方交付税の交付税交付金ですね、これの算定におきましては需要額、どんだけが必要ですか、それに対して通常の実績による収入、基準財政収入額、こちらで不足する部分が交付税交付金として手当てされることとなりますので、一概に歳入のほうだけ、収入のほうだけが上がってしまうということになれば、交付税総額としては減少となりますので、そのような関係性にあるという程度しかちょっとすいません、お答えできませんので、それで御了解いただきたいと思います。

【款12交通安全対策特別交付金】 発言なし

【款13分担金及び負担金】

○上田修一委員

負担金のところの中で民生費負担金、保育所負担金というところでお尋ねをいたします。

この負担金につきまして、平成24年度から26年度にずっと見させていただきまして、大きくそういう減少がされてない。そしてその結果が未収なり不納欠損につないでいくというような形でされてまして、平成24年度については365万の不納、25年度は289万の不納、26年度は233万の不納と、これは平成22年度から県の指導によって振替業務が口座に変わった、そういうことから発生されてるのではないかというふうに思っておりますけど、そのずっと同じような形で進まれてきて、あまりこう実績を見られないというのは、どういう対策でこれをやってるのかお聞かせください。

なお、未収の額については、人は25年度は188人で、26年度は186人というような形で進まれてるんで内容をお知らせください。

●藤原こども課長

保育所負担金、いわゆる保育料でございますが、こちらの滞納に対する対策ということで、これまで、ここ数年、収入未済額が減少していないということでのお尋ねかと思いません。

保育所保育料につきましては納期内納付がなされない場合には督促状を発送しまして、その後、文書催促あるいは電話催促、さらには訪問という形で納付をお願いしてきておるところです。それによりましても納付をいただけない場合につきましては、債権回収対策室とも連携をとりながら滞納処分等を行っているという状況でございます。

滞納されております方、平成26年度決算において186人となりますが、こちらにつきましては、生活困窮を訴えられる方がおおむね半数以上おります。また、納付意識が欠如している方というのも多く見られると、そういった傾向としてとらえております。

○上田修一委員

流力的にはマンネリ化みたいな形でされてるっていうことで進められておるといような感じですけども、それでは、債権対策室でこの辺は、保育料についてはどれほどの回収ができたか教えてください。

●中村債権回収対策室長

私ども、先ほど言いました4カ年の保育料の移管の実績、それと徴収の実績についてお答えさせていただきます。4カ年で移管を受けた件数が25件ございます。移管時点の引き受け金額としては978万7,720円、徴収させていただいたのが375万9,625円、これについては申しわけありません8月末現在の数字となっております。

○上田修一委員

はい、わかりました。4年の、債権対策のほうで実績を上げられたということで、なかなか先ほどのこども課長の話では、生活困窮とか納付意識が低いという形の内容で、そういう186人が出ている。しかし、実際そういう対策室にもっていかれても、これぐらいの金額しか上がってこないということで、非常に懸念をしておりますけども、これからですね、この状態でずっと続けば、同じような形で続いていくんではないかと。

昨年のおきも、委員から、最初に戻して、現金袋を渡して保育料として保育園でとっていただくのがどうだという話があったんですけど、その辺のそこはやっぱり現金扱いはできないという県の指導があるということで進められてないと思うんですけど、これはどういう対策が今後ですね、抜本的対策は難しいと思うんですけど、どういう対策でこれを、少なくはなってますけど、やっていくのかお聞かせください。

●藤原こども課長

保育料の収入未済の削減に向けての今後の取り組みでございますが、やはり納期内納付をしていただくということを基本に啓発をしていきたいということ、それから、滞納となった場合の早期に催促をしていくというところを、今後強化をしていきたいというふうに

考えております。

さらに、悪質であると判断できるような滞納に関しては、債権回収対策室との連携のもと、厳しく滞納処分という形で対処していきたいというふうに考えております。

○上田修一委員

わかりました。あまり、これだという得策はないというふうに、こういう状態で地道にやっていくという形で言われました。ただ問題は、1人の方がそういうことを発生されますと、それが横につないでいかれると、非常にこういうことがマンネリ化されて、当然いんだというような形をですね、生活困窮なり納付意識がないということについては、そういう方がふえないように進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎世古口新吾委員長

審査の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

◎世古口新吾委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

分担金及び負担金について款一括で審査願っておりますが、他に御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御発言もないようですので、款13分担金及び負担金の審査を終わります。

次に、款14使用料及び手数料を款一括で御審査願います。

御発言はありますか。

宿委員。

【款14使用料及び手数料】

○宿 典泰委員

土木使用料のことでお願いしたいと思います。

ここについても、収入未済ということで未収が1,026万932円上がっております。これは市営住宅の使用料だと思うんですけども、この件で、やはり内容等々の精査をしてみると、退去者の中にはもう未収のまま、滞納したまま退去者があるというふうなことであるとか、現年度分も随分ふえてきておるといような状況でありますけれども、そのあたりの26年度の成果として、どのように評価しておるのかお聞かせを願いたいと思います。

●富山建築住宅課副参事

この収入未済金につきましては全て住宅使用料の収入未済の1,028万932円になっております。この6月1日時点での滞納者は56名となっております。この56名のうち、入居されている方の滞納者が36名、残り20名が退去された方となっております。

滞納額の内訳につきましては、入居されてる方が437万4,050円でございます。また、退去されている方の滞納額が593万6,882円となっております。入居されている36名の方につきましては既に完納された方もおりますが、基本的に皆さん分納誓約なりのお約束をいただきながら分納で納めていただいております。また、退去者20名のうちの1人は完納しております。

また、訴訟で退去された7名につきましては、過去に納付のあった方が2名ございました。それ以外の12名の方は、分納誓約をしている方が9名、行方不明等で納付誓約をしていただいている方が3名となっております。このうち4名は定期的に分納していただいております。また3名は不定期ではございますが納付していただいております。

全く、最近納付されていない方、行方不明の方を含めて連帯保証人等への連絡も含めながら納付額の削減に努めてまいりたいと思っております。

なお、現年度分の滞納につきましては、25年度と比較しまして102万5,154円の滞納が減少しておりますので、入居者の滞納については収納率もあがっておりますので減少傾向にあると思っております。

○宿 典泰委員

24年10月ですか、指定管理者制度が導入されて、我々それで随分滞納者も減って収納率が上がってくるのではないかなというような、随分期待もしておるわけなんですけど、この指定管理者と市との役割というんですか、収納にあたっての状況というのはどのような形で実際やられておるのか、お聞かせをください。

●富山建築住宅課副参事

指定管理者と市とのすみ分けということでございますが、指定管理者になる24年10月以前の退去者の滞納につきましては市のほうで対応させていただいておりますけども、現年度分や指定管理後の退去者に関する部分につきましては指定管理者において納付指導を行っていただいております。

○宿 典泰委員

そうしますと、指定管理者の方に大体年間、滞納者の方へのアプローチとしては、月にどれぐらい行っていただきたいというようなことは、指定管理者側にもうお任せというような状況になるのでしょうか。

●富山建築住宅課副参事

基本的には、滞納の方へ定期的に、指定管理者の中でも収納を中心にやっている方がございますので、その方がその滞納者へ定期的に納付を促すという形でしておりますけれども、場合によっては、市に話があれば、こちらもたまには同行しながら、なるべく早い分納、完納をしていただくように対策を行っているところでございます。

○宿 典泰委員

そのあたりは、やはり市税の納付と同じように現年度分をいかに抑えていくかと、徴収していくかということが必要かと思います。そのときに、やはり、指定管理者の方だけでは、なかなか難しいということであれば、市との関係でやらざるを得んということになると思うんですね。そのときに、指定管理者の方が何名で対応に当たっておられるのか。それが、その指定管理としての内容の人件費にその分が当たるのか当たらんのかとか、その評価によつての指定管理料というのが変わるのか変わらんのかとか、そういうことの中身もありますけれど、なんせ、この住宅使用料について、全ての使用料について徴収をしていくということが目的ですから、そのあたりの細かな分析というのをもう少しやっていたくということが必要ではないかなというようなことを今お聞きすると感じるわけなんですけれど、その次の対応としてどのように考えていくんでしょうか。

●久田建築住宅課長

指定管理の滞納への取り組みということで、今、副参事からも御説明させていただきましたけども、基本的に指定管理者のほうは月に1回、見回りとかそういったところで各団地を回っていただいております。その中で、ひと月とかふた月、もう早い段階で、収納がなくなった方には、その段階でお会いさせてもらって、それで面談をさせていただいて、指導をさせてもらっておるところです。

こういったことが入居者の方の支払いの意欲というか責任感とか、そういったことに通じまして、現在収納率が上がるとというふうなふうに考えております。

○宿 典泰委員

あと、次の形でいくと、支払い督促を出すとか、また訴訟ということになってくると思うんですね。それは金額によつても判断されておると思うんですけれど、やはり金額が余り大きくならないうちに、そういった手立ても含めて考えていく必要があるんですけれど、そのあたりについてはどのように考えられていますか。

●富山建築住宅課副参事

先ほど課長からも申しあげましたけども、納付していただけなかった場合、すぐ、なるべく早い時期に、滞納額がふえないような形で指定管理者が滞納者のところへお邪魔をさせていただきながら、納付を勧めているところでございます。

また、高額滞納者につきましては、現在の経済状況も聞きながら、生活できる範囲で分納誓約等を取りながらしておりますけども、なかなか分納誓約に応じないとか、こちらから相談に来るように言ってもなかなか来ていただけない悪質滞納者につきましては、明渡しも含め、そういうことをにおわせながら、納付するようにさせていただいております。そんな形で一応、明け渡し訴訟の対象と思われる方とお話をさせていただき、その方につきましては自主的に退去したということもございますので、場合によっては強い形で納付を促していきたいと考えております。

○宿 典泰委員

今お聞きしとると、やはりちょっと、指定管理者におんぶにだっこではないけれども、そういう部分であったり、個々の入ってみえる方たちの生活環境というのは確かにあると思うんですね。

それで、福祉的な政策がいるということであれば、そのような関係で対応していただきたいし、ただ、これだけの分が400数十万もまた残ってくるということになると、それがまた不納欠損で出てこないのかなというようなことも含めて、我々は頭に浮かびますので、やはり公平公正ということになると、もう少し強い状況で、指定管理者任せではなくて、やる必要があると思うんですけれど、副市長さんどうでしょう。

●藤本副市長

この住宅の使用料ですが、先ほど宿委員さんのほうから訴訟という話も出ましたんですけども、分類でいきますと私債権ということになりまして、市の自力で滞納処分ができないという分野に属します。

債権回収対策室のほうで、介護保険料とか、それから保育料とか、そういった公の債権、私どもで自力で自分とこの意思で滞納処分ができるものについて、これまで取り組みを強化してまいりました。

おっしゃっていただきましたこの住宅の使用料とか、それから水道料金などの私債権について、私どもも課題であるというふうに考えております。

これまで、それぞれ性格が異なっておりましたものですから、一元化というのがなかなか難しかったんですけども、その部分についてもこれから研究を進めながら取り組みを強化していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません、ここの使用料及び手数料の項で1点ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。これ何度も、この決算、予算の委員会などで聞かせていただいておりますけども、総務使用料の中に庁舎使用料というのがございます。この中で、事務の概要書なんかを見させていただくと詳細も載っておるんですけど177ページか、職員組合の事務所のことで何度も質問をさせていただいております。

それで、ちょっとこの概要書の内訳を見させていただきますと、年額で15万6,053円から、一番安いところで、二見で7,641円というのがございます。それぞれ平米数であったりとか使用目的も違うかなというような部分もあるんですけれども、平米単価に直しますと一番安いところで50円を切ってるのかなというところから400円ぐらいと、かなり幅があるかなと思うんですけれども、少しここの幅について合理的な説明の理由をお聞かせください。

●山口管財契約課長

庁舎使用料の御質問でございますけれども、庁舎使用料につきましては百五銀行さん、あと職員労働組合と長田広告というところが庁舎使用料の対象となっております。

今、委員御指摘がありました使用料の差につきましてでございますけれども、以前から、この部分については議論されておるところでございますが、労働組合の貸付料の部分でございます。組合につきましては、最小限の広さの事務所の提供というところで、無償貸付の部分がございます、その部分の差が出ておるのではないかというふうになっております。

○野崎隆太委員

おっしゃる、その最小限のというのは当然理解をした上で御質問させていただいておるわけなんですけれども、例えば、それが本庁舎の部分で平米数というのがかかってくるのは理解ができるんです。ただ、残りの二見とか御菌に関しては、本来本庁舎に組合事務所がある以上は適用外ではないかと思っております。さらに申し上げますと、残りの部分で引いたときに平米単価があまりにも違う。50円と400円という話をさせてもらったんですけども、最小限の広さを適用した後の平米単価がここまで違うのがちょっと理解ができないのと、3カ所必要なことも、これ合併してからもう10年たってますんで、この年が9年目やったとしても、別にこれ1カ所にまとめてしまっても構わないかなとも思うんですけども、その辺、市が3カ所必要だと思われる理由と3カ所特例を適用すべきであると思う理由があるのなら教えていただきたいんですけれども。

●山口管財契約課長

3カ所の組合の場所でございますけれども、それぞれ職員がいるというところで組合の事務所を貸し付けしているところがございます。3件につきましては、本庁舎の額を参考に、貸し付けの面積に応じて算定しとる結果ということでございます。

○野崎隆太委員

計算方法についてはこれ以上言うつもりはないんですけれども、月額600円ちょっとぐらい、平米単価50円というのは常識的に考えれば異常でございます。

それからもう1点、決して勤務中に組合活動をされるわけではございませんので、1カ所に事務所があれば、僕は十分ではないかと思っておりますので、ぜひ今後の課題としていただければいいかなと思います。

もう1点お聞かせをいただきたいと思えます。

たびたび話題になっております、やすらぎ公園プールの使用料というのが次のページ、55ページにございます。これが昨年度の決算に比べて少し金額的には大きい、全体の中で100万円ほどやったかな、減額になっておるんですけれども、この減額の理由の分析について、まずお聞かせください。

●沖塚スポーツ課長

やすらぎ公園プールについてお答えをさせていただきます。減額につきましては、プー

ルの営業日数、天候の影響を受けまして閉鎖してしまった日があったということで減となっております。

○野崎隆太委員

わかりました。営業の日数ということで、ただ、あまりにも日数に左右されて100万円という減額は結構大きいかなとも思うんですけども、これ、金額がここまでやったら我慢できる、できへんというような議論がやっぱり少し出てくるかなと思うんですけども、そのあたり、どのようにお考えかといいますか、この金額のことについてももう少し、例えば、少し金額を上げてどうのこうのとか、これをどうするんだというような議論がもし、この26年度の決算を見て、あればお聞かせください。

●沖塚スポーツ課長

26年度の決算状況を拝見させてもらいまして、この取り組みなんですけど、27年度に向けてまず基本的な考え方といたしまして、利用者のほうの促進をするということをまず一番に考えさせいただきまして、今年度も取り組ませていただいたところでございます。

○野崎隆太委員

わかりました。1点ぜひ申し上げたいことといいますか、天候に左右される事業というのは当然、理解ができます。ただ、しかしながら、天候に左右されない部分でどうしていくかということもぜひこれから御検討いただければなと思いますので、少しこれ以上下がってしまうと本当に、なかなか赤字が今の段階でも結構な金額ですので、少しその辺は考慮いただければなと思います。結構です。

【款15国庫支出金】 発言なし

【款16県支出金】 発言なし

【款17財産収入】 発言なし

【款18寄附金】

○上村和生委員

総務費寄附金の部分で、ふるさと応援寄附金について御質問させていただきたいと思います。

平成24年度が1,771万円、また平成25年が1,034万円と大きく減額しとると思います。それから、今年度26年度の決算の中では1,161万円ですか、微増というふうな形になっておるといふふうに思います。この部分について、市としてどのように、この数字についてどのように分析をされているのか少しお聞かせをいただきたいと思います。

●辻企画調整課長

ただ今の上村委員の、ふるさと応援寄附金のこれまでの推移を含めてのうちの分析ということで、お答えをさせていただきます。

先ほど上村委員おっしゃられましたように、24年度1,700万円、25年度1,034万、26年度1,161万ということで、この年度間に上下と申しますか変動はございます。この要因といたしまして、特に平成24年度につきましては大口の寄附者、1,000万円の御寄附をいただいた方がみえますので、毎年そういった御寄附をいただく部分はありますが、特に24年度、大き寄附がございました。ですので、そういったところなども勘案をいたしますと、総じて微増傾向にあるというところでございます。これは、例えば、件数をごらんいただいても、24年度の317件は別にいたしましても、25年687、若干ではございますが26年690ということで、金額のほうも多少上がっておりますので、微増傾向にあるというふうに分析をしておるところでございます。

○上村和生委員

市としては微増というような分析をされておるといことでありますけれども、このふるさと応援寄附金について、他市等を見させていただきますと、大きく伸ばしているところもあるというふうに認識しておるわけでありまして、このふるさと応援寄附金について、基本的な取り組みの考え方と市の考えがありましたらちょっと教えていただきたいと思っております。

●辻企画調整課長

ふるさと応援寄附金に対する基本的な考え方ということでございますが、本市の出身者や本市に御縁のある方、また本市のファンなど、この伊勢市に思いを馳せ応援して下さった方々に対しまして、節度ある範囲、まあこのあたり今、報道等で注目されておりますが、節度ある範囲で、このふるさとというふうに思っていたいただいた伊勢の特産品をお礼のしるしとしてお送りして対応していくというようなスタンスで、これまで進めてまいったところでございます。

○上村和生委員

節度あるというような御回答をいただきましたけれども、成果説明書等でも記載されておりますけれども、受領した寄附金の目的別内容というふうに記載されて7項目載っております。輝く観光都市を目指した交流づくり、また、豊かな自然、恵まれた資源を守り育てるまちづくり、ひとりひとりが元気に暮らせる社会づくり、子どもたちが安心して生活できる環境づくり、充実した医療が受けられる体制づくり、具体的に用途を指定しない方、市政全般とか、7項目にわたりこの寄附の項目を項目別に記載をされておりますけれども、この項目別に、どのように活用をされているのか、その辺の部分についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

●辻企画調整課長

それぞれ項目の区分がございまして、皆様方の御意向に沿った形でその活動事業のほうに充てさせていただきます。具体的には、例えば、輝く観光都市を目指した交流づ

くりとしましては、おもてなし推進事業、それから豊かな自然、恵まれた資源を守り育てるまちづくりですと、例えば不法投棄の防止対策推進事業であったり、宮川流域連携事業負担金、そういった形で、私どものほうで事業の財源等も勘案しながら、こういった形で事業のほうに充てさせていただいたということで、次年度、希望いただいた皆様方に、こういったホームページの全体的な周知以外に個別に御報告もさせていただいておるところでございます。

○上村和生委員

一般財源のほうに入っていくんかというふうに思うんですけども、なかなか見にくい部分もあろうかというふうに思います。

先ほどもお話しくださいましたことでもありますけれども、やっぱり寄附をいただいた方が納得した項目に活用がされるというのが本来かというふうに思いますので、その辺のお礼なり御返答というようなことも、ぜひとも続けていただきたいなというふうに思うところがあります。

総務省のほうからも指導もあったというようなふうに聞いておるわけなんですけれども、この制度がある以上は、ぜひとも、もっとこの金額的な部分も含めて取り組んでいくことをお願いをして、終わっておきたいというふうに思います。ぜひともよろしくお願いします。

【款19繰入金】

○黒木騎代春委員

この繰入金の部分の財政調整基金繰入金につきまして、若干伺いたいと思います。

財政調整基金への積み立ては、一般的には悪いこととは言えませんが、しかし、その積み立て現在高が妥当かどうかというようなところでの検証も必要になってきているんじゃないかなと思います。

全国的にも、合併の関係も同じように共通の課題があるのかなと思いますけれども、2010年以降急速に増加傾向にあるっていうことは伺ってますけれども、一般的なこれまでの考え方では、財政調整基金の積立金については、本来の趣旨から言いますと標準財政規模の10%が適正という、そういう考え方もあると伺ってまして、伊勢市の標準財政規模は300億円程度ですので、適正額と比べますと、ここでいう考え方と比べると相当開きもあるというふうに思うんですが、例えば県内で言いますと標準財政規模が倍以上の四日市よりも現在高は多いというような状況なんですけども、この辺についての考え方について伺いたいと思います。

●鳥堂財政課長

基金繰入、今回この決算の中で認定していただく部分としましては、当初予算編成におきましては14億8,600万が取り崩しの必要があるということで予算を組ませていただきましたが、取り崩しをすることなく決算できましたという報告をさせていただき部分でございます。

そこから先の話になるかと思うんですけども、実際のところ、どこまでを持っておればいいのかというところでございますが、今回、先ほど御紹介いただきましたように平成26年度の決算ベースでまいりますと、300億というのが標準財政規模となっております。

以前はというか、従来はそういった、今、御披露いただいた形の10%程度というところが、ある意味あった部分かとは思っておりますが、実際のところ、特に今後のところでの需要を見込んだ部分とかもございまして。先ほど、そうですね、交付税のところでもお話しさせていただいたように、ある程度一般財源の下がっていく部分を見込まねばならん部分等もございまして、少なくとも、今の平成26年末での122億というのが、少し余裕があるかなというところではとらえておりますが、どこまで下げるかということにつきましては今後の予算編成等々の中で、先々の需要見込みも考えながら数字をつくっていきたい。その中で報告をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○黒木騎代春委員

わかりました。例えばその特定目的のために、そういうものを設けるとかということとの関係では、どんなふうに今後考えてみえるのでしょうか。

●鳥堂財政課長

とりあえず、今の繰り入れという話からはちょっとはずれるかとは思いますが、特定目的を持って基金を積み立てる必要性もあると思っております。その一つとしましては地域振興基金、合併特例債の有効活用の一つとして地域振興基金も18、19年度の中で積み立てをしております。そういったものの活用というものもございまして、ただ、今おっしゃられた部分というのは今後の需要見込みをどのように押さえて、それに対して、先々の中で、その年度における事業実施の際に起債をする形をとるのか、それとも先を見据えた中で積み立てた特定目的基金を財源とするのか、そういったことも今後の予算編成の中で考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

【款20繰越金】 発言なし

【款21諸収入】

○吉井詩子委員

81ページの生活保護法の第63条返還金と第78条返還金についてお聞きをしたいと思いません。

この収入未済額が8,800万ほどあります。これが昨年と比べますと1,300万ほどふえているのですが、この理由について教えてください。

●濱口生活支援課長

生活保護の部分では、返還金として63条返還というのと78条返還というのと、二通りの返還方法がありまして、63条については受給者に不正に受給しようとする意思がなかった

場合、設定させていただいてます。78条のほうについては不当に受給をする意思が見られたような場合で、届け出または申告をしなかったり、課税調査等で判明したときの、後で明らかになった場合に設定させていただくものになります。

去年からことしにかけて未済額が増えておりますが、こちらについては生活保護法の方の場合ですと最低生活の基準で生活を行っておられまして、そこから使ってしまった場合は分納ということで少額での返還になってしまいますので、どうしても未収額がふえてしまうところも出てきます。

○吉井詩子委員

78条のほうが不正受給ということで理解いたしました。これなんです、不正受給の場合は発覚した時点でもう使ってしまったということ、それでなかなか回収自体が難しいということがあると思いますが、今御答弁いただいた分納というようなこともされるということをお聞きいたしました。ですが、亡くなってから、そういうことがあった、預金が隠してあったとか、そういうことなどについては、どのようにされてますでしょうか。

●濱口生活支援課長

亡くなられた方についても未収で残っている方がいる場合もあります。その方については、財産相続人の確認もさせていただいて連絡をさせていただくところもありますが、ことしについては、預金を発覚させていただいたところがありまして、そちらについては財産の差押えで徴収させていただいたところも出ております。

○吉井詩子委員

相続される相続人の方もみえるということで、この生活保護受給決定の場合に、御家族の方にもこういうことが不正になるのだという、そういうお知らせをしっかりとさせていただきたいなというふうに考えます。

あと、この生活保護に関しましては、昨年と比べましても人数とかも減っておりますので、自立に向けての努力がすごく実っていると思いますので、この不正受給に関して、やはり、これをしっかりなくしていくということが、生活保護本当に必要な人が使いやすくなる制度になると思いますので、よろしく願いいたします。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

それでは87ページの電気自動車急速充電器収入についてお伺いします。

これ今5万2,800円という収入がございます。駐車場の横に2台分を設置しておりますけども、1回300円ということの料金になっております。単純に5万2,800円を300で割りますと176回ということは、26年度は176回の使用があったというふうに思います。ということは月に14.6回、ということは非常に少ないような気がします。

ちなみに、平成27年は4月から8月までは、何回利用されておるのでしょうか。

●山口管財契約課長

27年度の4月から8月までの5カ月でございます。77回、金額にしますと2万3,100円、月平均としましては15.4回ということでございます。

○福井輝夫委員

ということは昨年度から、昨年度が14.6回、今年度が今のところ15.4回、月の利用回数ですね。ということは、そんなにふえてはいないということかなと思います。

これはシンフォニアテクノロジーさんが寄贈していただいたものなんですけども、このままでいいのかなと。せっかく2台分設置されておるのに、利用回数が非常に少ないというような気がします。そういう観点から、環境課さんのほうでそういういろんな活動をされておると思うんですけども、そういう部分で何か対策はされておらないのでしょうか。

●山口管財契約課長

急速充電器の利用促進ということでございますけれども、できる限りPRはしていきたい、急速充電器がありますというPRはしていきたいというふうに考えております。そういったことを考えていく中で、やはり急速充電器の設置目的としましては、環境にやさしい社会、低炭素社会の実現に向けて、次世代自動車である電気自動車の普及のため急速充電器を設置したものでございます。ですので、今後、電気自動車が例えば、今のハイブリット車のようにふえてくれば、利用状況もふえてくるのではないかとというふうに考えておりますので、おろしく申し上げます。

○福井輝夫委員

どんどん促進していただきたいと思います。せっかくあるんですからね。

それで、今、市のホームページを見てみますと、伊勢市電気自動車充電器マップというのが掲載されております。その中で、伊勢市の中に全部で20カ所設置されております。

これはですね、例えば若い方がスマホとか、それからタブレットを利用して、どこにそういう充電装置があるのかなとということで見れば、伊勢市に20カ所あるというのでわかるかと思うんですが、すべての方がタブレットとかスマホを持つとるわけじゃございません。そういう意味では、やはり観光客の方が気軽に使えるようにということで、観光地の部分、例えば外宮の駐車場とか内宮の駐車場とか、そういう、まあ公的じゃない部分もですね、そういう観光客の方が立ち寄られるような場所、そこに、そういうここにあるんだというのがわかるようなものを置くとか、そういうことをすればもっと利用率もふえるんじゃないかと、伊勢市全体での利用率もふえるんじゃないかと思っておりますが、それについてのお考えをお聞かせください。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、いろいろなところに置きたいということで、観光案内所ですね、そういうところにもお伊勢さんマップという市のマップで昨年度つくらせていただいたんで

すけども、それを置かせていただいて広報させていただいています。

○福井輝夫委員

今も観光案内所ということがございましたけれども、車で来た方が常に観光案内所へ行くとは限りませんのでね。そういう部分で、置く部分とかわかるような部分を今後もう少し検討いただければと思います。

◎世古口新吾委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕もちょっと同じところで1個だけお聞かせください。

先ほど、福井委員のほうから、いろいろ詳細もある程度聞いていただきましたので、ちょっと考え方だけ教えていただきたいんですけれども、今回、急速充電器、先ほど御紹介がありましたようにシンフォニアテクノロジーさんから寄贈をいただいたわけでございます。

で、ただ、本来的にはですね、償却であるとか更新ということを念頭に入れて考えていくべきかなと思うんですけれども、今回、先ほども御紹介があったように5万2,800円、176回ということなんですけれども、これ耐用年数と更新の計画というのは立てられて、今この数字がその計画に対してどうだとか、そういったものが、もし御見解があればお聞かせください。

●山口管財契約課長

耐用年数と更新の御質問でございますけれども、すいません、今のところそういった考えは私のとこ持っておりません。

○野崎隆太委員

当然ながら行政としては、先ほどもお話がありましたように、この電気自動車だったりとか低炭素社会、それから環境をよくするとかそういったことの視点というのは必要かなと思うんですけれども、一方で、管財契約課としてはというとあれなんですけれども、この機器の更新なども考えながら計画を立てていく必要があるのではないかなと思っておりますので、その点だけ御指摘をさせていただいて。結構です。

◎世古口新吾委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

1点だけ、諸収入の中で、教育費収入に当たるんかなということで、ちょっと見せていただいとったんですけれども、行財政改革の中で、歳入の増ということで、図書館の雑誌のスポンサー制度ということで、大体4,100冊から購入をされておって260万ということの数字が出ております。現状の行革の中で2%を10%に上げるということで、収入としては

大したことないなとは思いますが、どの備考欄に当たるのかということがちょっと見つけづらかったので、その点を教えていただきたいと思います。

●世古口社会教育課長

ただいまの御質問は、図書館におけます雑誌スポンサー制度の御質問かと思いますが、このスポンサー制度につきましては、お金をいただくのではなくて、図書、雑誌を買っていただいて、それに広告をつけさせていただく形になっておりますので、収入のほうには計上させていただかない形になっております。

○宿 典泰委員

それは会計上の話だと思うんですけども、行革の中では歳入の増というところに上がってるとですね。それでしたら、やはり支出のほうの歳出の削減というのか、そういう項目になるのかなということだと思うんですけど、指定管理者さんの支払いの中で、それへ含まれていくんだらうと思いますけれども、そのあたりの会計上計算された状況のことをもう少し教えてください。

●世古口社会教育課長

会計上のことについてお答えをいたします。26年度の決算といたしましては、この雑誌スポンサーに買っていただきました書籍の金額が9万4,988円でございます。タイトル数といたしましては15冊、15タイトルということになっております。この会計といたしましては、指定管理者が支払うのではなくて雑誌の購入につきましては社会教育課のほうで購入をさせていただいております。そこの支出が抑えられる、残になるという考え方でございます。

○宿 典泰委員

ですので、やはり歳出削減のほうになるのかなと、こういう気がします。歳入のほうに1個も載ってこないものですかね。

それともう一つ、やはり行財政改革の中で、15冊、9万云々というところは、ここの目標値に上げて、2%から10%にするような問題ではないような気がしますので、やっぱり行革の中で、こういったことは当たり前前に市の職員の方が、行革に上げずに、行為としてやっていただくということではないかなという気がしますんですけども、そのあたりのことを少し伺いたしたいと思います。

●世古口社会教育課長

委員仰せのとおり、金額的には大変少ない金額でございますので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎世古口新吾委員長

他に御質問ございますか。

工村委員。

○工村一三委員

少し今年度の決算書の、この雑入の中身を見せていただきまして、来年度の予算編成に少しふやしていただきたいなという点がございまして、御質問いたします。

全体的にそうなんですけど、特に総務費の収入のほうで代表してお伺いしたいんですけど、備考のところの件に関しまして、数年前ですか、私、決算委員会のおきに出させてもらって、同じ話をさせていただきまして、当初予算に対しまして、ナンバーの27から41が当初予算に入っていないと思います。中身をざっと見ただけであれなんですけど。

一部は補正予算で対応していただいとると思いますけど、決算のときに急にこれが出てきますと、調定額がふえて、不用額の増につながる可能性があるというふうに思います。

それで、39番の退職金の各会計分担金収入とか、これは国の会計制度が変わったということで、ここが入っておるとは思いますけど、その他、国の会計制度が変わったということで、病院、水道等がここへ入ってくる可能性もありますんですけど、当初からわかっているような内容のものがここに入っているのではないかという気がいたします。中身を見てみまして。

それと金額的にも、例えば、自動車の損害共済金なんかでも200万ぐらい、これもう当初予算に入るとるんですけど、事故を想定しとる、それで入れている。なのに、この27番から下が、わかっているのに入れていないということになってきますと、金額的にも1万6,000円のもものがもう当初予算に入っておって、大きなものが決算で出てくるというふうな、この予算と決算のずれというか、本当に不用額が余分に発生してくるような気がします。この辺の予算編成の考え方について、少しお伺いしたいと思います。

●鳥堂財政課長

ただいまの工村委員の御指摘をいただいた件でございまして、極力、当初の段階から、歳入につきましても予定ありのものにつきましてもは提示をさせていただいております。ただ、本当に臨時的な要素の部分については、0円ですべて、可能性のあるものはすべて上げておくべきかといいますと、そこまではないのかな、とりあえずこの総務費収入につきましても、予算の中でまいりますと総務費収入といたしましては3,569万の中の一部ということにはなりますので、今後も、そうですね、今回の御指摘を受けまして、決算で報告をさせていただく可能性のあるものについては、極力、当初の中からあげさせていただく方向で検討させていただくということで、御了解いただきたいと思っております。

【款22市債】

○宿 典泰委員

今回、26年度の合併特例債のことについてちょっとお伺いをしたいと思っております。

我々以前に聞いておったのが、発行が368億あると。26年度で22億ということの消化だということで165億になったということで、まあ44.8%ぐらいなんだと思っております。

地方交付税の絡みもあって、これからこの合併特例債というのを、我々としては同じ借

金であれば有効的に使っていただくというのは、それはもう誰しも議会のほうは認めておるわけだと思うんですけども、このあたりの活用についての選択肢というんですかね、そのあたりのことを若干お聞かせください。

●鳥堂財政課長

合併特例債につきましては、先ほど御紹介いただいたように、今、私どもで発行できる部分の中ではもっとも有利なものかなとは思っておりますが、こちらにつきましては新市建設計画の中に、合併に資するものとして、合併後はこういった形のまちづくりをしていきたいと思います、そこでうたっている事業、それに該当する場合ですね、あと、その地域間の格差を是正するものという形で事業立てする場合には充当することができると、それが唯一、そうですね、条件、同意をもらうための条件というふうに御理解いただいて結構かと思えます。

○宿 典泰委員

一般の方と話をしておると、市債の中でも合併特例債がよく勉強されておられて、合併特例債が有効なんだなと。市の借金をしなくて運営ができるのであれば、それはもうこれにこしたことはないとしても、国と地方の仕組みの中で、合併特例債がそれほど有効かどうかということの説明も、なかなか我々も難しい話だとは思いますが、今言われたように、やはり、若干、新市建設計画がもう10年もたち、あと地域間の格差がこれから埋まっていくとすると、今の論理でいくと、なかなか合併特例債が使いにくいというようなことになってしまうのではないかなというようなことを非常に面心配をするわけです。

有効に使っていただきたい反面、なかなかそういう格差が埋まってきた、それと新市建設計画のほとんどの事業についてが、もう目鼻立ちが立ってくるということになってくると、そのあたりの使い方が非常に難しいのではないかなということを感じるものですから、やはりそのあたりのことをですね、まだまだ残つとるという話ではなくて、27年度が60億ぐらい使って、もう225億ぐらいになつとるとは思うんですけど、そうなると、そのあたりのこと、まだまだ残ってますなという話ではないと思うので、きちっと理解をいただけるように、このあたりの仕組みのことについても、やっぱり市民に周知をしていただきたいなと、こんなことを思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

●鳥堂財政課長

ただいま御指摘いただいた部分につきましては、なかなか、それぞれの年度におきまして、どういった形の事業をさせていただきます、こういった施策を展開する中で新市としての機能を高めていくやというふうな形での御紹介をさせていただきます部分、こういった事業をさせていただきますというのは、させてもらっておりますが、その財源として、活用しとる合併特例債についてのことも、今までは触れずに行ってきたところでございます。

今、御指摘いただきましたように、発行可能額ぎりぎりまで、368億まで使い切るかどうかというのは、それは、その予算を編成していく中での議論に任せたいと思うんですけど

れども、この平成26年度末では200億余りがあと執行可能という状況になっております。

27年度御指摘いただいたように60億ほどを予定しておりますので、残り140億ということになってまいります。そもそもが財源としましては長期にわたって使用されるものでありますことから、建設事業債という位置づけの中で起債をさせていただいておる部分もございまして。その際にも、交付税措置のあるやなしやというところの部分ではございまして、今後の、また28年度以降になりますけれども、予算を編成する上で今回の御指摘を参考にさせていただく中で、残りの部分も含めて合併特例債等の活用にあたってはというふうな項目も少しPRの一つのコンテンツとして使いたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎世古口新吾委員長

以上で歳入の審査を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午後からは、歳出の審査に入りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時58分

◎世古口新吾委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出の審査に入りたいと思います。

【款1 議会費】 発言なし

【款2 総務費】《項1 総務管理費》(目1 一般管理費)

○黒木騎代春委員

ここの部分では、支所運営管理事業にかかわってお伺いしたいと思います。

この間も、支所の維持管理の充実、維持ということで、交付税措置なんかのことについても議論をさせていただきましたけど、平成の大合併で規模が大きくなって、本庁以外に総合支所などを設置運営する市町村への地方交付税の配分拡充を提言することになってきているわけですが、この制度の措置終了後も支所で提供している住民サービスを維持するというのがねらいだと聞いています。

そういう意味で、この昨年度1年間ですね、あるいは、この合併後の支所と市民サービスの関係で、伊勢市としては現段階で、どんなふうに合併後のサービス提供体制について考えてきたのか、反省点もあるのか、それとも順調に市民との関係はいつているのかという点で、支所の役割にかかわって、お考えをお伺いしたいと思います。

●古布戸籍住民課長

この経費につきましては、旧伊勢の9支所の嘱託業務員等の経費ということになります

けども、現在、9支所につきましては、地域に密着した支所ということで、ミニ市役所的な、本当に地域に密着した施設、支所ということで、戸籍住民課としては必要な施設というふうには認識しております。

○黒木騎代春委員

総合支所についての位置づけというのは、ここでは議論の対象になるような範疇ではないのでしょうか。そのへん教えてください。

●西山職員課長

総合支所の合併後の体制とその後の住民の反応といいますか役割、そういったことに関して私のほうからお答えをさせていただきます。

合併以来、分庁方式ということでスタートしたわけですが、その後、課の統廃合等々含めて本庁へ機能を集約してきたところでございます。

御存じのとおり、今は総合支所の中で二つの課がございまして。最も市民の方に近い窓口業務として、最低限、市民サービスを低下させないような流れの中で対応させていただいております。

市民の方からも特に、そういった支所に対する不平、不満を聞いているというふうな状況ではございません。

○黒木騎代春委員

それでは、合併10年を迎えてということで、今後どういうふうに、その役割を発揮させていってもらえるのか、それとも若干の変更が出てくるのか、そういう点については、この間の議論の中では、昨年度1年間の中では議論というのはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

●西山職員課長

合併後の総合支所の機能につきましては、施設整備の方針というものが定めております。まずは不安の解消という部分がおおむね最初の5年、その後、充実させるために、いろいろな業務についての統合、場合によっては機能の拡充というふうなところをうたっております。そこについては、本年3月の定例会でも若干触れさせていただきましたけれども、地域の審議会であつたり住民の声をお聞きして、そういったことについて整備方針のとおりに進めてまいり所存でございます。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

私、こちらのほうで、地域自治推進事業とその下の工事検査業務事業、この二つを聞かせてください。

まず、工事検査業務事業のほうでお聞かせください。

平成25年度、伊勢市優秀工事業表彰ということで、八つの工事が記載されています。これまで新聞等でこの表彰制度を見させていただきましたけども、これはどのような基準で表彰されているのか、お聞かせください。

●藤本副市長

優良工事の表彰でございますけれども、私どものほうで要綱を定めて表彰させていただいてますけども、具体的には、工事の評価点、評定点が85点以上のもの、それらの中から8部門、土木とか建築とか工事がありますので、8部門ごとに最高点のその工事について表彰させていただいておるといような状況でございます。

○岡田善行委員

今の話ですと85点以上の方が表彰を受けているということですね。

そうしますと、優秀工事の表彰制度で表彰された工事業者自体は大変喜ばしいことと喜んでいると思うんですけども、この表彰制度自体を行うことについてどのような効果があったのか、お聞かせください。

●藤本副市長

表彰を受けた企業さんにつきましては、その企業のイメージアップにつながるという効果があるかと思えます。また、私どものほうにつきましては、工事全体の品質のレベルアップというものにつながっているものというふうに考えております。

○岡田善行委員

全体のレベルアップにつながるということで、そういうことを考えると大変いいことだと思います。また、今後もこの表彰制度が継続されていくものだと思っておりますが、よりよい制度としていくためのお考えは、どのようなものを持っているかお聞かせください。

●藤本副市長

この表彰制度の充実をということであろうかと思えます。

国のほうでは、この表彰制度につきまして、会社だけでなく個人の技術者も表彰しているというようなことも伺っております。それから、現在私どものほうでは8部門について表彰を持っておりますけど、その拡大というようなことも考えられます。

この制度の充実に向けまして、一層検討してまいりたいというふうに思います。

○岡田善行委員

技術者個人にも出すことも考えているということですので、これからも、やはり、優秀な工事ができる会社、個人、そういうのも含めて、そういう方々が評価されるようなシステムを構築していただきたいと思えます。

これは結構ですけど、次へいかせてもらいます。

次のほうですが、地域自治推進事業のほうでお聞かせください。

こちらのほうですが、地域自治推進事業について、26年度までに全地区でまちづくり協議会が23、小学校区にして24ですね、つくられております。それで、27年度から本格的な稼働をしております。まちづくり協議会への交付金については、地区連絡員事業、元気なまちづくり協働事業補助金、振興助成金、廃棄物減量等推進事業の4事業となっておりますが、4事業以外で事業をつくるべきではと、予算のときにも進言しております。

それ以外の交付金をつくったのかどうか、お聞かせください。

●北村市民交流課長

現在、委員仰せのとおり、交付金につきましては4事業となっております。現在、庁内でも検討の最中でございますけども、今後、その他の事業につきましては、市の業務を地域に示して、地域が選択できるようなことですか、地域から提案で、よりよい活動が活発になれるような、このような事業というか、その仕組みを考えておるところでございます。

○岡田善行委員

私は以前からこのことをよく質問しておりまして、これについては、全然進展がないと思っております。活動事業費自体が少なければ、やっぱり協議会の方々のモチベーションの維持ができなくなるだろうと思います。こういうこともよく言ってますけど、そういうことを考えてみると、やはり何かつくらなければならないと思うんですが、そういう点はどう思っているか、お聞かせください。

●北村市民交流課長

貴重な御意見ありがとうございます。確かに委員仰せのとおりですね、今どんどん進んでいるまちづくり協議会さん、その地域につきましては物足りなくなっていて、モチベーションを維持できなくなるようなことになろうかというふうには考えております。

今までは、立ち上げることに力を入れてきました。今後は、その4事業のままで、まちづくり協議会の交付金が減額とにならないよう取り組んではいきますけども、29年度以降、4事業以外で地域の課題解決に取り組んでいただけるように、市と協働しまして、活発になるように市としても支援をしていきたいというふうには考えております。

○岡田善行委員

御理解を得ましてと言われましても、もう2年前からこれ言わせてもらっております。その時は、全地区が稼働してないので、いたし方ないとは思いましたが、本来ならば全地区が稼働した、そのときには、もう次に打つ手、そういうものを考えとかなければならないと思っております。今29年度と言われましたが、できることなら28年度から手を打てるように、早急にしていただきたいと進言しておきます。

次の質問にかかります。

次に、まちづくり協議会と自治会との役割分担はどうなっているのか、お聞かせください。

●北村市民交流課長

まちづくり協議会にとっては、自治会の団体というところは事業を行っていく上で欠かせない団体でございます。

役割分担といいますと、地域で事情が異なりますので一概には言えませんが、自治会が活動を維持できるように、自治会の対応で難しくなってきた部分をまちづくり協議会が補うというふうな組織でございます。自治会は、より生活に密着した組織、団体でございます。その意義も御理解をいただきまして、まちづくり協議会のパンフレットにも、自治会活動に参加するというふうなこともPRというかお願いをしておりますので、まちづくり協議会と自治会と一緒に、やっていきたいというふうに考えております。

○岡田善行委員

まちづくり協議会のパンフレット中でも自治会活動に参加することをお願いしていると、今お聞きしました。

やはり、まちづくり協議会と自治会は、お互いが親密な関係で役割を担っていかなければならないと思っております。確かに、26年度の予算質疑のほうで、まちづくり協議会と自治会との関係で、相互が補完できる関係を持たなければならず、当局も地域に入り取り組みを考えたいと言われておりました。そういう点を考えると、この年度でそのような取り組みをしたと思っておりますが、どのような取り組みがございましたでしょうか。

●北村市民交流課長

それぞれの地域に、市民交流課の担当職員、それから管理職の方3名が担当となりまして、自治会とか各種団体と調整をとりながら進めていただいております。この中で、自治会が実施できなかった取り組みなど、まちづくり協議会で実施すると効果的である場合、まちづくり協議会が実施するなど、市のほうでも意見を申し上げて、取り組んでいただいておりますというふうな状況でございます。

○岡田善行委員

市も今入って、そういうふうに話をしてもらっているということですね。

まちづくり協議会、これはこれからもっともっと活躍してもらって、いい団体になっていただきたいと思っておりますが、将来的な不安としては、このまちづくり協議会自体が、もしかして、どこかでできなくなるときは、やはり自治会のほう、そちらのほうの方がまた主体になる可能性もございます。それまでに、自治会とまちづくり協議会は密な関係を持っていかなければならないと思っておりますので、そういう点は市も中に入って、密な関係ができるように努力していただきたいと思っております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この中で、自治会コミュニティ放送整備補助事業についてお伺いします。

これの整備の中で、屋内受信機等の申し込み状況等も今も続いておると思うんですが、この中で、追加というようなことで出ている部分もあると思います。大体、それがどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

●北村市民交流課長

戸別受信機の追加のほうでございます。

自治会としましては・・・

◎世古口新吾委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時16分

再開 午後 1 時16分

◎世古口新吾委員長

休憩を解いて再開いたします。

市民交流課長。

●北村市民交流課長

大変申しわけございません。

ちょっと個数的にはあれなんですけれども、自治会数としては追加のほう 7 地区で追加をいただいております。

○福井輝夫委員

要するに一度、例えば、戸別受信機、屋内受信機ですか、それを申請するとき、その地区が過半数の要望があればそれが設置できるということで、補助が出せるということなんです。過半数の要望があつて補助が出来た地域があつたとしますよね。その地域が、例えば一度受け付けて整備したと、例えば団地なんかの場合ですね、どんどん家がふえてきておるようなところがあるかと思ひます。そのときに、1回整備した後ふえた場合、その新たにそこに住みついた方も欲しいというような場合ですね、そういう場合は補助の対象外なんですか。もう受けられないんでしょうか。その辺について、ちょっと考えをお聞かせください。

●北村市民交流課長

この放送設備の補助金につきましては27年度までということで、確かに今、自治会のほうへは通知のほうをさせていただいております。

ただ、地域から延長してほしいという要望は、今のところ届いてないんですけども、委員からいただいた御意見、また今後延長の要望等、地域からいただければ検討していきたいというふうに考えております。

○福井輝夫委員

今でも、そういう追加の部分があるということですので、そういう部分の、そういうことでの考えを、ちょっとお聞きしたわけです。ありがとうございました。

◎世古口新吾委員長

他に。
宿委員。

○宿 典泰委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は行財政改革のことです。26年度の11月ということで、今まで18年度から2回にわたって行財政改革の更新があり、これ3回目だとは思いますが、この行財政改革の中身を見させていただいても、やはり、その年度その年度、また計画年度の動向というのがあまり感じられない。

内容についても、やはりこう、すごく軽減されたような状況で一般論しか載っていない。どういふことで、伊勢市がこの行財政改革に真剣に取り組んでおるかということがあまり感じられなかったんですけれども、この26年度の行財政改革としての一番中心的な問題というのは何だったんでしょうか。

●浦井情報調査室長

今回の行財政改革については、取り組み指針ということで実施をさせていただいております。この取り組み指針に取り組むことになりました経過につきまして、説明をさせていただきます。

これまで、行財政改革につきましては、第1次が平成18年から21年、第2次が22年から25年と、それぞれ4年ずつやってまいりました。

この第3次に至らずに指針に取り組むに当たりましては、どういふふうな取り組みをするべきかというところの考えをいろいろ整理させていただきました。その方向性を出すときの協議経過でございますけれども、これまで実施してきました、削減を中心とした取り組みとして行革に取り組んできたというふうに思っております。こちらについては一定の成果を上げることができたというふうに考えました。今後はこの視点を受け継ぎつつ、社会環境等の変化に柔軟に対応することができる市役所を目指し、質的な改革に取り組む必要があるというふうな考えに立っております。

それで、第2次行革が終了した時点では、この現段階の第2次行革の大綱の理念と視点を受け継いだ形で行革の指針を策定し、それに取組項目も設定しながら、全庁的に行革に取り組んでいこうと、こういうふうな方針を立てまして取組項目を設定していくというふうな考えに立ちました。

○宿 典泰委員

そうしますと、この成果説明の関係でちょっと見せていただくと、研修等々も行われておると思うんですけれども、全庁的にということは全職員にということ判断をさせてい

ただくと、一つ、この改善講座くらいなのかなというような気もするんですけど、どう
いう意識づけを職員の方々と共有するというのか、ね。そのあたりのことはどのような対
策をとっておるんでしょうか。

●浦井情報調査室長

全庁的な考え方という部分につきましては、書面でということで大変申しわけございま
せんですけども、行革を取り組むにつきましては、各職場のほうに行革の取り組みの考
え方というのを紹介もさせていただいて、取り組んでいく事業等を収集して、そういう形
で、また各職場のほうとは個々に情報調査室のほうと協議をしながら取り組みの項目を設
定したというところでございます。

○宿 典泰委員

皆さんの仕事の中で、職員の方々が各分野での課の仕事をしておると、それは職員の一
人一人がやはりその自分の職に対して、もう少し有効にこういうことをやればいいのでは
ないかなということが、そういうことが積み上げられて各課の方向性になり、それが行革
としてつながっていく。できれば、財源の、この支出が抑えられるということになればい
いと思うんですけど、そのあたりに今の説明ではつながっていかないように私は思うん
ですけど、そのあたりの効果的なことがあったのであれば、そういう事例をちょっとお
示しをいただきたい。

●浦井情報調査室長

今、御質問いただいたのは第2次行革のということによろしかったでしょうか。現段階
の取組項目のほう。（「まあ26年ですからね」と呼ぶ者あり）はい、取組項目につきましては
は、先の6月議会前に報告させていただきましたんですけども、29項目に組み込みをい
たしまして、予定どおりできたところが23項目、遅れが6項目というふうなところになっ
ておまして、まだ金額的にどれぐらいの効果があったのかということについては総括
には至っておりません。

○宿 典泰委員

費用だけの話ではなくてですね、今回、歳入のほうでちょっと申し上げましたけれども、
行財政改革の中身として図書館等々の15冊で9万何がしか、あれはもうそれは全職員が共
通して持って行革に当たるというものではなくて、各その分野の方々が当たり前の仕事と
して、削減をするという考え方で、僕は済んでいくんだらうなど。

もっとやはり、きちっと行財政改革の主な仕事として、今お答えの課長らがやってい
ただくということであれば、やはり一つの方角でお示しをしていただきたいなど。

その一つに、やはりこれを見させてもらっても何かスピード感がない。これから
行財政改革の中で、また行政運営の中で一番必要なことというのは、もうそのスピード感
ではないかなと。2年先に計画をつくって3年がかりで何か実行していくという5年先の
ものであると、やはり今、国からの方針も含めて、随分遅れてしまうと思うんですね。

やはり今できることを今やっていくというようなことからするならばですよ、やっぱり

このスピード感をもってというところが中心的なことになるのではないかなど、こんなことを私は、それは自分の希望的な観測ですので、そのあたりの感覚的な話としても当局のほうでどのように捉えておるのか、お聞かせをください。

●鈴木市長

行政全体のことでありますので、少し私のほうからお話をさせていただきたいと思いません。

確か第1次、第2次の行革の状況のボリュームだとかスピード感とすると、今出させてもらっておるものからすると、少し物足りなさもあろうかというふうに感じております。

しかしその一方で、第1次、第2次で大変な御尽力をいただいていた部分もありますし、現在の行政の運営自体が、何度も同じ説明になりますけども、その人口構造の変化に合わせて、どのように政策を次の時代に合わせて作り込んでいくかっていう部分ですね、政策やまた人材育成、こういった取り組みに今つなげさせていただいておりました、そういったことから公共施設マネジメントの話であったり、長寿化社会に向けた健康福祉の、例えば地域包括システムケアだとか、例えば障がい者の関係の、吉井議員の質問にあった組織体制の変革だとか、そういった人口構造の変化に合わせていかに組織と政策を変化させていくかと、もう日々の業務になっていると思いますので、そのことはリストアップされていない部分もありますので、その辺は一度精査させていただきたいと思えます。

○宿典泰委員

市長言われたとおりだと思うんですね。私も人口構造のことですと、やはり、もっとスピード感を持ってやらないと、非常に精査をしていただかないと、本当にこれが行革かという、疑われるような話ではなくて、市民から見ても非常に頑張っておるという姿を見せていただきたいなど、こんなことを思います。

2点目です。

地域自治推進事業として8,415万2,000円強上がっております。これについてはもう私以前からも申し上げておるように、まちづくり協議会の設置というのはどうであったのかという、条例等々です、もうそういう位置づけがされておる上での話をさせていただいて、そもそも論からいくと、市民、自治会それと行政の間で役割分担があるんだろうと。その中で、市民、自治会のほうでやっていただけること、行政でやらなきゃならんことがあると。それについては、財源が非常に厳しい中でやっていかないかんということから始まって、こういうまちづくり協議会、地域でやれるものは地域でやっていただくじゃないかということになったということが、私はそう思っておるんです。

それが、この26年度の末に23地区ができたということで、それはもう喜ばしい話だと思うんですけど、実際にはまちづくり協議会の中の将来が見えてこない。どういう、そのまま、このまま進んで行っていいのかなど。参加してみえる方は自治会長であり、交通推進協議会の委員でありというような、いろんな役回りを持ちながらまちづくり協議会に参加をしておるというような状況であったり、先ほど市長が言われるように、伊勢市内でも本当に高齢化、少子化になってきました。人口も減ってきました。もう自治会そのものも、基本的に存立さえ危ないようなことも言われておるし、ここの項で言うわけではありませ

んけれども、自治会長にすらなかなか手がないような地区も多く出てきたということも私は認識をしています。

その上で、先ほど役割分担の話もありましたけれど、まちづくり協議会のあり方というのは、やはり市のほうで、今後このような状況になったときにはこうなると、つまり私の言い方でいくと、自治会が万一、存立が危なくなってきたときにはまちづくり協議会がその補填をする、補完をするというような状況まで持っていくのかということ、行政側から言う話ではありませんけれども、そういうことが、なかなか地区の中では課題になっておるといことです。

8,400万なにがしか、もう1億円近くなってくるものについてですね、本当にスタートのそもそも論からいくと、本当にお金がなかったんかなと、ばらまきにならんかなということ、を非常に危惧するわけです。そのあたりの精査というのを当局側でやられておるかということ、をちょっとお聞きをしたいと思います。

●北村市民交流課長

まちづくり協議会の精査というところでございます。この27年度から本格稼働となりまして、26年度につきましては委員仰せのとおり8,400万という金額を支出させていただいております。

今、金額的な面で行くと、この31年度まで現在の状況の支出でいくというふうな状況でございます。ただ、28年度までは現在の状況とは変わりませんが、29年度以降、60万円の部分も減るといところで、先ほど岡田委員さんの質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、新しい事業等に取り組んでいかないかというふうには考えております。

ただ、32年度以降の話となると、まだ決定はしていない状況の中で、不安な部分がございますけれども、今、立ち上がって間もないところもありますし、進んでいるところもあります。地域の特性とそれから課題を皆さん話し合いをしながら進めていただいておりますので、その部分、今はちょっとこちらから見守っていきたいというふうには考えております。

○宿 典泰委員

一遍に御質問したので、なかなかお答えにくい話もあったかとは思っています。私としては、地域でやっていただけることはできるだけお願いもしていこうと。だから8,400万が1億にならない、その上限枠ということも決めては今いただいておりますけれども。

例えば小さなことですが、家賃の話にしても、できるだけ公共施設のお金の要らないところをお願いしたいということを私なんか申し上げておりましたけれども、一方、そうではなくて、空いておる公共施設を改築までしてやられておるといふうなところもあるわけです。

そういうことになると、何のためにやるんだろうというようなことが、非常に疑いをもって、片やお金のない中で頑張っていこうというグループもおるとするならばですよ、なかなかそのあたりが、ストーンと気持ちが落ちない部分がありますから、そのあたりはやはり8,400万円が皆さん市民のためになればいいと思うんですけれども、できるだけ財源のことを考えれば、抑えていくような方向の考え方も一方では持っていないと、何もかも出

していけるという方向では、僕はないと思っておりますので、その考え方についてはいかがでしょうか。

●北村市民交流課長

確かに委員仰せのとおり、お金がない中でのことで、どんどん出すということにはならないというふうには考えております。

家賃の部分につきましてはできるだけ、委員も言っていただきましたけども、公共施設でお願いしたいと。年間、民間でお借りすると60万はこちらから出すような状況になりますので、できたら公共施設というふうなことをお願いしているところがございますので、今、公共施設を使われとるところはあれなんですけども、民間でお借りをしておる部分につきましてはできるだけ、公共施設で空いているところであれば、そういうところは削除していきたいというふうに考えております。

○宿 典泰委員

なかなか苦しい御答弁やと思うんですけど、始まってね、23地区がスタートしとるばかりですから、その手前やはりスタートする中で財源を切るみたいな話をするつもりはないんです。

ただですね、市長言われるように人口も減り高齢化になり少子化になっていく中で、いろんなことを削減していくというのはもう当たり前のことであろうと思いますし、その中で、有効的に地域が活性化するというところを見出すならば、あまり型にはめた話ではなくて、できる限りその中で運営をしていただく、運用していただくというようなことを図っていただくというのが一つではないかなと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

中山委員。

○中山裕司委員

これは一言言うとかんといけませんな。

この今の、地域自治推進事業、この問題につきましては、これ皆さんいろいろなことを言っておるけれども、私は本会議で十分この問題について御質問を申し上げておる。これはもう記憶を皆さん持つておられると思う。

この問題につきましてはね、その時点で、このまちづくり協議会なるもの、このものについてはいろんな先進地の事例も挙げて、非常にこのものが達成しにくいということを危惧するというところをして。

私は、だから、これ条例とかいろんなことについては、そのとき欠席しておりましたけども、終始一貫して私はこの案件については反対してきております、ずっと。賛成しとる皆さん方がね、ここでとやかく言うべき問題ではないですよ、これ、私から言わせると。

これ26年度でこういうような事業が決定されて、事業化されて、予算組んで進めとるわ

けですから、これはね。

私は反対しとるのだから、その本会議でも、皆さん、当局側に質問を申し上げたというのは一貫性があるんです、これは。やっぱり議員はそうでなければならんと、私は思う。

こちらでは賛成しておきながら、今こういう形で実際事業が開始されて進んでおる。これ、けしからんやないかと、26年度決算がこうだからということには、私はならんと思う。

全てそういうような考え方のもとで、私たちは議員として、当局側から出されてきたその議案に対して、どういうふうな視点で議論に参加をして、自分の意思をはっきりと明確にしていくということが非常に大事なんです。

このことがね、やっぱり私は我々一人一人の議員がそういう自覚を持っている。そういうことで議論に参画をする。ましてやいわんや、こういうような大事な26年度決算に関しましては、そういう視点からやっぱり我々議論していくということでございますので、一言言わんとこと思っておりましたけれども、そういう形でこの問題については、私は当初からそういうようなことを申し上げておりますので。

しかしながら、これはやっぱり民主主義ですから、多数決のもとに我々は従っていかなければなりませんから、こういうような、その今のまちづくりの条例も制定されて、これはやっぱり当局側はどんどん進めておるわけですから、私1人が反対だから反対だというわけにはなりません。これは民主主義の大原則、やっぱり多数決で決められていくことについては、個人的には反対であったとしても、やっぱりその計画には我々も一議員としての立場から、これは協力していかなければならんと、こういうことでございますので、やっぱり26年度決算で、そういうようなことになりましたから、あんまり当局側もそれについて、私は、答弁する必要はあんまりないやないかなというふうには思います。終わっておきます。

（目2 秘書管理費） 発言なし

（目3 人事管理費）

○黒木騎代春委員

ここで伺いたいのは、総務省から、地方公共団体における人事評価制度の導入などについてというような文書がありますけれども、そのことについて伺いたいと思います。

この総務省の説明資料の中では、平成26年度中に、いろんな意味での職員等への説明とか協議とか周知とかということで、これはイメージ図なので、そのとおりにやられとるというわけではないようですけれども、こういうことが昨年度やられておることになっておるわけなんですけれども、この点についてはどのような進め方が行われてきたのかお教えてください。

●西山職員課長

総務省が示した、地方公務員法の改正による人事評価の実施というところでございます。実は平成26年に地方公務員法が改正されまして、次に評価を導入していかなければなら

ないというふうに明文化されました。これについて、施行につきましては2年以内ということで、平成28年4月1日が想定をされております。それに向けて、今、もう既に人材育成の観点から、人事考課というふうなものも取り入れて、また管理職につきましては勤務評定、そういったものも評価の部分として取り上げて実施をしておりますが、対象を全職員に広げる、また、いろいろな任用とか、そういった部分にも反映させる、そういった趣旨の法律改正でございます。

それについては、今、職員課のほうで26年度、法改正があった時点からも検討しておりますし、27年度からは実際に評価の仕方については試行をしているというふうな状況でございます。

○黒木騎代春委員

試行中ということですが、これは本来ですね、職員が安心して仕事に専念でき、市民のためにどうやって奉仕するかということで、100%能力と頭を使ってもらうということに影響が出てはならないという立場から言わせてもらいます。

基本は労働組合との協議が中心になりますので、会議の場に立ち入ってするつもりはないんですけれども、こういう評価制度については、諸外国の事例を見ましても、90年代をピークに人事考課制度を導入したところでもですね、結局は今は一部を除いて廃止されるところのような動きもあるそうです。結局はその理由として、本当にこれをやろうとすると費用がかかりすぎる、全職員に一貫した制度を適用することは困難、モチベーションの低下を招く、というような三つが理由となるところというふうな事例も聞きます。

そして、国内のいろんな職員さんの意見なんかを聞きますと、不適切な目標設定、トップダウンによる組織目標の押しつけによって、過度なコスト削減や節電の要請、強要、超勤削減が掲げられて不払い残業につながっているというような実態も見受けるということも聞きました。これ伊勢市でということではないですけれども。

そういう意味でですね、評価が職場に与える影響としては、チームワークを阻害するというようなこととか、パワーハラスメントの原因となるようなことも議論の中で出ています。

こういったいろんなこのマイナス要素もですね、適用の仕方によっては出てくるわけなので、その辺の議論は十分される必要があると思うんですけど、その辺についてはどのような配慮を通じて作業をされるところのかというようなことを聞かせください。

●西山職員課長

制度のデメリットということで、他国の事例等も聞かせていただきました。

私どもといたしましては、こういった評価制度を導入するということは、逆に組織として決まった目標を、管理職を中心に目標を情報共有するとか、そのためには職員がどういった姿になって、どういうふうに進めたらいいのかというふうなコミュニケーションを密にできるというふうなメリット。それによって職場のモチベーションも上がりますし、全体の公務の円滑化にも役立つものと。

御指摘いただきました内容につきましては、当然、目標の設定なんかの適正化につきましては、管理職のマネジメント能力というふうなことになるかと思えます。こういった

評価制度導入につきましては、管理職に対しても十分な研修を行ってまいりたい、このように考えております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

この人事管理費の中の労務管理一般経費のところ、少し御質問をさせていただきたいと思えます。

本会議においても、中村議員より残業代の質問がございました。費用はここではございませんので、ここでは労務管理という観点から少しお伺いをさせていただきたいんですけれども、まず、この事務の概要書等を見させていただいても載っていないので教えていただきたいんですけれども、これ残業をそれぞれ部課で多いところ、少ないところというのがあるかなと思えます。その部課名まではと言いませんので、その多いところでの平均の残業時間がどれくらいあるか。もしわかるようでしたら、全体の中で一番多い職員というのが残業を年間もしくは月間でどれくらいされとるか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

●西山職員課長

時間外の労務管理の観点からのお尋ねでございますけれども、時間外の多い所属につきまして、一番多い所属では職員1人当たりひと月平均で約80時間というふうになっております。次いで63時間、53時間というふうな状況でございます。

それから、次にお尋ねの個人でというふうなところでございますが、多い人では一番多い者でひと月平均で約98時間というのが一番多い職員というふうになっております。

○野崎隆太委員

一番多い人が98時間で平均が80時間となると、その80時間の部署はなかなか、数字でいろんな形で見ると以上すごいことになっておるのかなというような印象を正直なところ受けます。

この中で、まず先にお伺いをしたいんですけれども、労働基準法とかそういった観点の中では、残業というのは、僕はあくまでも特例措置であって、常態化をすることは当然、適法状態とは言えないというような形ではないかと思っております。

その中で月80時間、これ平均ですんで、年間ずっと80時間ずつ残業しているという課なんかがあるということなんで、これもう完全に労基法の適用対象外だったとしても、何かあったときには、法律の趣旨に反していたと言われるのは明白な状況じゃないかなと思うんですけれども。

この残業が特例措置だという認識があるのか、本来は残業はせずに、すぐ帰るのが普通だという認識があるのかどうかをまずお聞かせください。

●西山職員課長

昨年度、26年度の時間外の結果ということで、こういった結果が出ておりました、非常に多いというふうに感じております。委員仰せのとおり、就業時間というのが決められておりました、その中で通常業務をこなすというのが当たり前のことというふうに思いますが、あくまでも市民サービスをしていききます中で、どうしても夜間であったりとか急な対応であったりとかそういった部分、そこは委員おっしゃられる例外的な業務に当たろうかと思っておりますけれども、そういった部分については、いたし方がないのかなというふうには考えております。

○野崎隆太委員

御答弁の中で、例外的な部分はいたし方ないというような御答弁は、もちろん理解はできます。当然、台風あるいは災害があれば出て来なければいけないような職場というのはございますし、そういった側面も当然あるんですけれども、その平均80時間を超える課があって、それをもって特例措置がどうのこうのというような話をされても、これ当然決算ですので、もうこの数字で26年度に80時間の部署があったというのはもう明白なわけで、これは、とても今の御答弁では、恐らく納得できる人は少ないんじゃないかなと思います。

これですね、26年度、もう1点お聞かせをいただくとすれば、この残業時間の抑制ですね、そのためにどんな取り組みをされたのか、労務管理という観点からいけば、もうこれ本当に過労死の基準を大幅に超えかけているような話だと思ってますんで、ちょっとその辺をお聞かせをいただきたいんですけども、この26年度の労務管理の中で、残業代の抑制ということで、どんなことをされたのか。

●西山職員課長

労務管理というふうなところにつきましては、まずは部内で設置している検討会議というふうなものがございます。これについては本会議等でも若干触れさせていただきましたけれども、部単位で、一体何が問題で、どういったことをしていったらいいのか。業務量の把握はどうやってしたらいいのかというふうなところを相談して、情報共有をさせていただいております。

いずれにいたしましても、業務量の適切な把握、ここが肝になってくるかと思っておりますし、管理職の強いリーダーシップで、本当にその仕事が残業としてしなくてはいけないのか、そういったところをヒアリングを通じて時間外抑制につなげてまいりたいと、このように考えております。

○野崎隆太委員

1点だけ、残業の管理のシステムの問題だけお聞かせいただきたいんですけども、本来は、5時15分になれば、すぐに席を立って帰るような形が就業の規則で本来決められておると思います。例えば、それが6時までいくには、やはり所属長の許可なり命令なりが本来必要な形ではないかなと思うんですけども、その5時15分になった時に席に座っているというのは、本来あってはならんことと言うとあれですけども、すぐに帰るとというのが普通だと思うんですけども、そのあたりの命令であったりだとか指示系統であったりとか、

どういう形で書面に残しているかとか、それを毎日やっているかというのが少し疑わしい部分があるんですけども、毎日の中でそのようなことはどういうふうに管理をされておられるのか、お聞かせください。

●西山職員課長

原則、所属長の承認による残業ということは、おっしゃるとおりでございます。その管理につきましては、今は庁内のシステムでやっておりますし、場合によっては口頭による承認というふうなことも考えられます。

いずれにいたしましても、承認に基づく時間外というふうにはされていると認識はしております。ただ、その仕事の内容の精査、これはあくまでやっぱり管理職員が、本当にせなにかんのかというふうなところは十分確認した上で、時間外を許可するものというふうなこと、これにつきましては、繰り返しになりますが、徹底をしてまいりたいと、このように考えております。

○野崎隆太委員

最後にさせていただきますけども、原則としては残業はないというのが前提でございますので、当然ながら、先ほども申しましたように。なので、もし所属長の許可がこれ80時間、先ほど平均の話がありましたけれども、すべて許可をしているんだとすれば、それは大きな問題だと思います。決算ですので、過ぎたことですので、過去にさかのぼってそれをやめてこいなんていう話はできない話なんですけども、あること自体が問題だと。

残業は本来ゼロが基本ですので、その点だけは、この決算を見てですね、もう明らかに数字としてはおかしいんで、おかしいという認識だけきっちり持っていただくようお願いをしたいと思います。

(目4 人材育成推進費)

○黒木騎代春委員

ここでは、研修といいますと、職員のモラルとか、まあどんなような内容があるか詳細には知らないんですけども、本会議でも質問で言わせていただいたんですけども、この間、国の制度があまりにも目まぐるしく変わるといことが、機会が多いと思います。そういう意味で、制度を、本当に今現在どうなってるんかっていうことを職員さんが十分知っていただいているというのは、ちょっと口幅ったい言い方なんですけれども、実際、一般質問の中で聞かせていただきましたけども、そのときに悪意はないにしても十分その制度について市民に対応ができなかったということで、市民は二度来庁して、やっとその制度について適用がされるというような例もあったわけなんで、こういう点での人材育成というのはですね、職員の体制にかなり手いっぱいのところがある中で、こういう国の制度の改変が次から次へと、特に福祉部門などであるということは、そのこと自体が私は非常に、いいというふうには思っていないんですけども、このこととの関連が大いに要因やと思いますけども、そういう点でどういうふうに感じてみえるのかな、昨年度のこの人材育成というのは、どんなような観点でやっていただいたのかな、そういう点にも気を配っても

うとったのかなという点で、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

●西山職員課長

委員仰せのとおり、国の制度改正、特に近年目まぐるしいものがあるかというふうには感じております。

職員課の研修といたしましては、当然全庁にわたるようなものであったりとか総括的な部分でございます。ただ、先ほど申されましたような、福祉の制度改正、非常に顕著と感じております。でき得る限り情報を私ども取り入れる中で、制度改正に対応した研修、これは外部へ派遣するような研修ではございますけれども、そういった専門的な、場合によっては国の職員が講師になっていただくような、そういった研修をなるべく受けていただくような格好で情報を流したいと思っておりますし、所属におかれましても、そういった情報を適切にとっていただきますようお願いをしているところでございます。

○黒木騎代春委員

そういった機会をですね、正規職員は当然なんですけども、嘱託職員さんなんかもカウンターで対応される機会も結構、中心ではないかなというふうに思うんですわ。そういう点で、対等に平等にそういう知識や技術が会得できるような、そういう機会というのが大事なんですけど、その点ではどんなふうに取り組んでいただいて来たんでしょうか。

●西山職員課長

制度説明等、特に窓口に見えた市民の皆様への適切な説明というのは非常に重要かと考えております。ただ、制度を間違ったようなことを言ってしまうと、これはまた市民に迷惑をかけるような話やと思います。嘱託職員等々であろうが、必ずその制度には間違えてはいけない箇所、すべて精通をするというふうなものでもなく、市民に必ず正しく伝えていなければならないポイントというふうなものがあるかと思っております。そういった部分も含めまして、所属の中で、適切に非正規の職員であっても対応できる、こういったことを各所属へ促していきたいというふうに思っております。

◎世古口新吾委員長

審査の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時06分

◎世古口新吾委員長

休憩を解いて会議を再開いたします。

目 4 人材育成推進につきまして、他に御発言はございませんか。

工村委員。

○工村一三委員

ここで、職員研修のことでお聞きしたいと思います。

成果表の6ページのところに研修評価という内容がございます。この研修評価のことで少しお伺いしたいと思います。

これは受講者自身による評価効果ということで、ここに書かれております。

先ほど、宿委員のほうから行革の話も出ましたので、職員研修も行革の大事な一つだということで、お聞かせ願いたいと思います。

ここに業務向上度と意識向上度という2項目がございます。業務向上度につきましては、仕事に対してどれだけ役に立ったかというふうな内容だと思います。

その下の2番の意識の向上度、これ受講者自身による評価ということでございますけど、この意識の向上度の評価をどういうふうに個人の方に評価させたのかという点について、お聞きしたいと思います。

●西山職員課長

意識の向上につきましては、業務向上度もそうなのですが、基本的には研修の後のアンケートをとらせていただいております。

業務向上度につきましては、もちろん研修を受けて自分の仕事に役立ったというふうなところではありますが、意識につきましては、さらにもうちょっと幅広い格好で、そういった課題であったりとか、自分の研修に対する意欲、意識、こういったものが高まったというふうなところで、アンケート方式で丸をつけさせて、それを集計したものでございます。

○工村一三委員

昨年に引き続き、意識向上度、職員が研修を受けた後、行革に対してでもそうでしょうし、個人の仕事に対する意識が向上したという数字が、昨年に引き続き60%台ということです。

仕事に関する業務の向上度に対しましては、直接的に響くので高い値になっておりますけど、意識の向上に関しましては、昨年に引き続き50%台という、これで満足なんかどうかという数字のところではありますが、少し低いような感じを受けます。この辺についてはどういうふうに評価されておりますでしょうか。

●西山職員課長

意識については6割強ということではございます。確かに、私ども、やるからには、少なくとも、これがいいのか悪いのかは別ですけれども、総合計画等におきましては、やっぱり75%と、項目は違うんですけども、そういった研修の成果を目標に書かれておるところでございます。

意識につきましては、やっぱり研修の必要性であったりとか学ぶことの必要性、これは一般社会人であり、また公務員であり専門家でもあると、こういった人材を育成していくためには自己研鑽、こういった組織風土も必要かと考えております。それについても、所属長を中心に、そういった風土づくりをこれからも進めてまいりたい。一つの課題としてとらえております。

○工村一三委員

成果表の163ページに、今までずっとありますけどカイゼン制度という、これも個人が自主的に仕事を改善するという個人の意識改革のあらわれの一つやというふうに思いますけど、これも平成23年度からやられておるとは思いますんですけど、非常に件数が少ない。自分で仕事を改革していこうという意識が非常に少ないんじゃないかというふうな、これを見て感じが、昨年度も一昨年度もしておりますので、この辺についてはどういうふうに評価されておりますでしょうか。

●西山職員課長

人材育成のうちのカイゼン制度への取り組み、26年度の実績については76件ということでございました。23年度からの開始以来、最も少ない取り組み数とはなっております。

取り組み以来、いろいろ小さい業務改善に取り組んできて、ある程度出尽くした感というのは否めないところではございます。とは言いながらも、絶えず自分の仕事に対する変革、改善、小さなことも含めて、そういった意識を持っていただくことは非常に大切かと思えます。

この76件のうちの73件につきましては、みずからが改善した、これを皆さん、職員全員に披露するというふうな格好で周知徹底もしておりますし、提案の3件というのがございます。これは、よその所属について、こうしたらどうや、ああしたらどうやというふうな提案をいただいております。残念ながら採用には至ってはないところではございますけれども、こういった風土というふうなものを改めて一つの課題として取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○工村一三委員

先ほど残業の話も出ましたけど、改善すれば残業も減るということもございますので、ますます力を入れて行ってほしいと思えます。

それから、戻りますけど、先ほどの意識向上度の中で、派遣研修が非常に毎回人気があるということで、業務の向上度も、意識の向上度も非常に高いと。全く目新しいところへ行って外の空気を吸うということが非常にこれ効果的じゃないかというふうに、この数字を見て感じられます。これをますますこれからふやして、職員さんの意識の改革を、外の空気を入れるというのも一つ大事なことと思えますんですけど、この職員研修について総合的にどういうふうに判断されておりますでしょうか。

●西山職員課長

研修全般についてということでございます。どうしても、おもしろい、自分に興味がある内容であったり、そうでないものがあるとは思えます。最低限、公務員として社会人として必要なもの、これについても、従前どおりいろいろアンケートをとりながら工夫して講座を設けてまいりたいと思えますが、委員御指摘の派遣研修につきましても、これにつきましても、先ほども黒木委員からも御指摘ありました。いろいろ制度改正とか専門的な部分、それから自分の専門職にかかわるもの、こういったものも大変多くございます。挑戦できる風土づくり、これを目指しておりますので、こういった外へ向けての研修について

もどんどん促進してまいりたいというふうに考えております。

○工村一三委員

職員の意識改革、あるいは、それが積み重なって全体の意識改革になると思いますので、この辺、研修に関しましては十分注意をされて、ますます効果のある内容のものにしていただきたいと思いますというふうに思います。

(目5 恩給及び退職年金費) 発言なし

(目6 広報広聴費)

○福井輝夫委員

この中の広報いせ発行事業についてお伺いします。

これはですね、この広報というのは情報発信というようなことで、伊勢市民が目にするものなんですけども、それを常に見やすいものにしていかないと、なかなか市民に見てもらえないというようなこともあろうかと思っておりますので、これ今現在2,787万ほど費用を使っておるわけなんですけど、その中でどういうふうな努力をされてみえるんかなという部分で、ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

この掲載されている記事の中で、市長対談記事というのが掲載されております。以前は人物紹介ということだったと思うんですが、これいつから対談方式に変わったのか、それについてちょっとお聞かせください。

●世古口広報広聴課長

平成23年度から、当市の広報誌は、広報いせを1日号と15日号の2回発行しております。市民の人に親しみを持っていただけるよう、その際、人物コーナーや特集記事、市民団体からの情報を掲載するコーナーをつくるようにいたしました。また、読みやすさを感じていただけるように写真や表、イラストをふやした構成に工夫などをいたしております。

ただいま委員御指摘の人物コーナーにつきましては、より皆さんにわかっていたいただきたいというようなことで、25年の6月1日号から対談の形式を取り入れたということがございます。

○福井輝夫委員

私も見せていただきますと、最近なんか一色能なんかもね、非常に若者が取り組んでいる様子がよくわかって、市長との対談記事がよくわかりました。あと、戦争体験なんかもね、70年を契機に後世に伝えたいことというようなことで、対談方式になっておりました。非常に読みやすい状況かなというふうに思いました。

また、これを形式を変更しまして、どのような考えで対談相手を選んでいるのか、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●世古口広報広聴課長

以前、人物紹介の際でございますけれども、取材内容を記事に起こし、その方のプロフィールや取り組み内容について紹介をさせていただいておりました。形式を変更したというのは、記事を読んでいただく方に、やはり対談の質問形式にして、よりわかりやすくするよう記事づくりを心がけた次第でございます。

また、人物の紹介のことについては、対談に固定しているものではございませんけれども、対談記事の考え方は、市が一方的に発信するのではなく、特集等にもありますように、さまざまな分野で活躍していただいている方を対談形式で御紹介しながらお知らせしていきたいというふうに考えております。

相手の選考につきましては、年度当初に、各所属の広報担当で組織する広報広聴連絡会議を通じて事前に報告を受けた広報いせの年間の特集の計画、連載など予定に関連する方から選考させていただいたり、また時期的な出来事やあるいはイベント、市民の皆さんにお知らせさせていただくことが必要な事項について、各課からの申し出を受けたりした場合など、広報広聴課からも積極的に各課に投げかけを行いまして、できるだけその時期にあった、またタイムリーな人選を行うように心がけているところでございます。

○福井輝夫委員

この市内のボランティア団体やNPO活動について、これらの団体の紹介や活動状況の紹介などですね、どのように取り組んでいるのでしょうか。ちょっと教えてください。

●世古口広報広聴課長

委員おっしゃられましたボランティア団体や市民団体、NPOの活動につきましては、広報いせでは15日号で2カ月に1回、パルティいせ情報として市民活動についての解説や団体等の紹介を行っております。

個々のボランティア団体や市民団体、NPO等の活動については、ケーブルテレビの市の行政チャンネルでも紹介させていただいておまして、活動の内容やイベント行事の案内、会員の募集など、解説をケーブルテレビの放送で流させていただきまして周知を図っているところでございます。

○福井輝夫委員

いろいろこれ苦労していただいている様子がよくわかります。広報誌を見ても、なかなか見やすい紙面になっておるようなことを私も感じております。

その中で特集記事とか今後の方向性として、どのようなお考えがあるかお聞かせください。

●世古口広報広聴課長

今後も積極的な情報発信ができるよう、先ほども申し上げましたけれども、写真、イラストを含めたデザイン的な見やすさも含めまして研究して、親しみをもって読んでいただけるような取り組みを行っていきたいというふうに考えております。庁内でも、意思統一や各部署との連携を図って、市民の皆さんとともに推進を図っていく事業や行政情報としてお知らせしたい施策、また、市民活動、ボランティアに関する情報、市民が参加できる

行事の紹介など、タイムリーな情報を発信していくよう心がけてまいりたいというふうに考えております。

また、特集記事につきましては、情報を目立つよう工夫して掲載するように努めていきたいと存じますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○福井輝夫委員

少子高齢化の時代が来ておりますので、今後は若い子供たちや、それから女性、高齢者など幅広く市民の方が興味を持って読んでいただけるような紙面をつくっていただきたいと期待します。

(目7 情報化推進費) 発言なし

(目8 電算事務管理費)

○吉井詩子委員

電算事務一般事業の電算事務一般経費についてお聞きいたしたいと思います。

これ、事務の概要書を見せていただきますと、タブレット会議システムを導入したというふうに説明が書いてあります。これなんです、26年度中にこのシステムを導入したということであると思うのですが、どのような協議をなされたのかということをお聞きしたいと思います。

まず、会議自体はいつ頃からスタートしようかという目標を決めたのかということをお聞きしたいと思います。

●中川総務課長

タブレット会議システムの導入ということで、導入というふうに事務の概要書では表現させていただいておるのですが、実はタブレットを購入して、26年度はその設定作業を行ったというところでございます。

実際の会議の場面、使う場面でのスタートはいつかということなんでございますけれども、一応、今年度、27年度中に動かしたいということで準備はしておったんですが、申しわけございませんが、しばらくちょっと作業が遅れておりまして、できれば3月までには会議のほうで実際動かしたいというふうには考えております。

○吉井詩子委員

この説明のほうには、ペーパーレス化による費用削減及び会議の準備作業の軽減、効率というふうに書いてあるんですが、やはりこの会議自体をどういう範囲でしていくのかとか、セキュリティーのこともありますので、その会議の範囲とか大きさとか何人とか、いろんなことを考えていかないと、ペーパーレスによる費用削減の効果というのはいかなるのかなというふうなシミュレーションをこの26年度中につくっての導入ではないのかなと思うんですが、その辺に関していかがでしょうか。

●中川総務課長

今、考えているのは、市長、副市長以下、部長で構成しています経営戦略会議、これをまず対象ということで考えております。といいますのは、会議の構成員が固定されておりますということで、事前に、議案を出してくる各課から事務局である企画調整課のほうへ資料が送られてきます。それを事前に庁内のメールで構成員のほうへ発信をしまして、データで発信をして、事前に自席でパソコンで資料を読み込んでいただいて、印刷することなく、当日は、手ぶらというとおかしいですけども、会議の場所に来ていただいて、そちらにはタブレットを用意して、同じそのデータ、ファイルというかデータで、そのタブレットを見ていただくというようなふうに考えております。

(目9企画費)

○野崎隆太委員

この項で1点お聞かせをください。

企画費の企画推進事業(1)伊勢・渥美地域間交流事業についてお尋ねをさせていただきます。

予算において、該当の事業というかまあ計画が既になくなっていくところもあってですね、費目として企画費に置いておくことが妥当なのかというような指摘をさせていただいたんですけども、その後、庁内での検討結果が、もし何か検討されたことがあればお聞かせください。

●辻企画調整課長

ただいまの伊勢・渥美地域間交流事業の御質問にお答えいたします。

これまでも議会におきまして、本事業のあり方について何度か御質問をいただいております。本事業につきましては、旧二見町の事業として、合併後も継続して実施しているものでございまして、当初の目的は太平洋新国土軸、いわゆる伊勢湾口道路、伊勢湾架橋でございまして、ああいった国家プロジェクトを推進するため、対岸の自治体、現在は田原市になっておりますが、当時は、二見町の場合は、赤羽根町でございました、と連携して取り組むというもので、その交流の一環として少年野球大会を実施してまいりました。

ただ、この伊勢湾口道路の建設促進期成同盟会という事務局を三重県が持つておられますが、それが三重県版の事業仕分けで休止というふうになりまして、また加えて現下の社会情勢も含め、事業の進捗はなかなか難しい状況にございます。

このように、当初は政策的な事業として企画費の中で実施をしてまいりましたが、議会のほうでも御指摘いただいておりますように、その目的が弱まった現在といたしましては、事業そのもののあり方について検討する必要があると認識しておりまして、関係の皆様とも話し合いの場を持って、方向性について、現在、整理をさせていただいているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○野崎隆太委員

今、協議をしていただいているということで、方向性をおそらく近いうちに出していた

だけののかなと思います。まあ、もともとは、前回の予算のときの指摘もそうだったんですけども、伊勢の中の事業仕分けにおいても、この費目に置いておくべきかどうかということも含めて検討するべきだというようなことがございましたので、結果を待っております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

5番目の公共施設マネジメント事業について御質問を申し上げたいと思います。

この件は本会議で、一般質問で鈴木議員から詳細に御質問も申し上げておりますので、私は1点だけ、この決算に係る施策の成果説明書も見せていただくと、公共施設のマネジメントで必要な事業の中で、やはりセットになるものがあると思うんですね。それは公会計のことであったりとか資産台帳をつくることであったりとか、そういうことがセットになって公共施設のマネジメントの実施計画というのが今後つくられていくということの本会議の質問の中でも出されたと思うんですけど、そうなったときに、この施策の成果説明書の作り方についても、国のほうの事業にあわせて、若干、手直しが必要になってくるのではないかなと私は想像するんですけども、そのあたりのところはいかがでしょうか。

●鳥堂財政課長

こういった形で決算を説明するにあたっての、財政課のほうで担当させていただいております成果説明書、また、総務課のほうでつくらせてもらっております事務の概要書、こちらにつきましても、今回、今御指摘いただいておりますように、複式簿記化を図るという部分については、従来からやっております決算統計の今までの形式ですね、それはそのまま踏襲しつつも、新たに財務諸表のほうを加えた形で、より、言ったら現金主義会計のところであったものを少しでもストックとフロー、そういったものまでも対象とする中で、より安定して行政が継続していけるための、その評価をするためのものという位置づけで導入されることとなります。ですので、今後につきましては、早くとも30年度からにはなるかとは思いますが、それに向けての中で、徐々に準備のでき次第、例えば今回もですけども、10年の評価をせないかんという中で、財政課のほうから基金でありますとか市債の状況でありますとか、その経年変化を見るためのものということで資料提供させていただいております。

今後につきましては、より行政運営をしていく上で効率的、効果的であるための、議論するための材料となるように、内容につきましては今後検討させていただいて御提示させていただきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○宿 典泰委員

といいますのも、やはり固定資産台帳ができなければ、なかなか公共施設のマネジメン

トの総合的な計画は立てられないというような御答弁も一方ではあってですね、一方では、質問の趣旨としては、やはりそうではなくて、できるものからやってスピード感をもっていかないと、やはり、計画で何年もかけて、それ以後どんどん変わっていく経済的状况であつたりとか人口規模の統計もありましたけれども、そういうことに耐えられないだろうということで、やはりこう、今申し上げたみたいな3点セットで進んでいくという方向で進行を確認できるということになろうと思いますので、ぜひそういう視点でスピード感をもってできるような状況の絵の描き方をしていただきたいと、こんなことを要望して終わっておきます。

(目10男女共同参画推進費)

○岡田善行委員

すいません、私のほうからですが、男女共同参画推進事業のライフステージバックアップ事業について少しお聞かせください。

こちらのほうですが、少子化の進行に歯どめをかけるため、これまでの妊娠、出産、育児などの支援に加え、その前段階である出会い、結婚に関する支援が必要と認識されるようになり、結婚、妊娠、出産、育児に関する身近な情報を適切に発信し、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てができる社会づくりを目指してきた事業でございます。

具体的には、結婚や家族を持つことの意義やライフステージを意識した働き方、生き方などを考えるきっかけをつくり、ワールドカフェやシンポジウムを開催したと聞いております。この事業について、そういうことを開催してどのような成果があったのかお聞かせください。

●鈴木市民交流課副参事

ただいまの御質問ですが、この2事業では、岡田委員仰せのとおりワールドカフェやシンポジウムを開催いたしました。そういった中で話し合った内容を、これからの取り組みに向けた提言としてまとめていただきましたので、それを受け取りました。それが大きな成果だったのかなと思います。

もう一つは、この事業を進めるにあたりましては実行委員会をつくりまして進めていきました。なので、その実行委員会の構成員となりましたさまざまな主体の皆様と連携をして行いましたので、今後、またこういった事業を進めていくについても、つながりができた、これも一つの成果かなというふうに思っております。

○岡田善行委員

今の答えのほうで、提言のほうを受けまして、それで多様な立場の方と実行委員会を立ち上げ、連携できたということをお聞かせいただきました。

この事業を通じて見えてきたものがあると思いますが、そのようなものはどのようなものがあるかお聞かせください。

●鈴木市民交流課副参事

このワールドカフェ、シンポジウムの中で様々な立場の方からのお話をお聞かせいただきました。そうした中で、今どきの若い世代の恋愛であるとか結婚に対する考え方、それから結婚の事情というものが、これまでの認識と随分違うというふうなこともわかってまいりましたので、これからの晩婚化、非婚化が進んでいるという現状を考えていく中では、そういった若者の現状を踏まえながら婚姻のイメージアップを図ったり、若い世代にもっと身近に感じてもらうための取り組みを行うことが必要であるというふうなことを感じております。

○岡田善行委員

晩婚化、非婚化が進んでいて、結婚を身近かに感じてもらうための取り組みを行うことが必要であるということで、今お聞きしました。

そうなされますと、今後それのほうの取り組みをしていかなければならないと思えますけれども、どのような取り組みをなされるのかお聞かせください。

●鈴木市民交流課副参事

今申しあげました提言書の中にも、行政が行う安全安心な出会いの場というのにも必要だろうというふうなこともありましたり、ワークショップ、セミナーなどで、そういったいろんなことを考える場づくりというのにも必要だろうというふうなこともありましました。そういったことの中の取り組んでいけるものから、その提言書をヒントにしながら取り組んでいきたいと考えております。

そういった中から、まず意見の多かった出会いの場の情報提供をする拠点づくりというものに今年度取り組むことにしております。

まずは、その拠点づくりを、そこを拠点にしていろんなことを発信して取り組んでいきたいと思っております。

○岡田善行委員

いせ出会い支援センターということは、この前の委員会で聞いたことだと思いますけれども、そういう事業、これから数値目標も必要となってくると思います。その点もしわかっているようなら教えてください。

●鈴木市民交流課副参事

目標値ということですが、この拠点づくり、センターの設置ということは、今つくっております伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも取り組みの一つとして挙げております。その中では、目標値としまして、そのセンターの電話、来所等による利用件数というのを目標値としておりますので、まずはその拠点の認知度を上げる、利用されることを目指して進めていきたいと思っております。

○岡田善行委員

まあ、お話の中で、目標で800件ということをお聞きしました。今度、新たに施設をつくり

運営していくことも先ほどお聞かせいただきました。

少子化の進行に歯どめをかけるため、また、晩婚化、非婚化を防ぐためにも、よりよい事業にしていきたいと思っております。決算ですのでこの程度で終わりますが、今度、いせ出会い支援センターという場が提供されます。こちらのほうも問題なく皆さんが集まって来て、数値目標もクリアして、いい施設になれば問題ないと思いますが、もしだめな場合もありますので、そういう点も含め今後運営方針を考えていただきたいと思っております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕も少し同じ項で聞かせていただきたいなと思っております。

少し、このいせライフステージバックアップ事業というもので質問をさせていただこうかなと思うんですけども、ここに報告書がございます。提言書も見させていただきました。正直な感想を申し上げますと、これ全部で費用、さまざまなシンポジウム等も行っておりますので会場費やら講師代もかかると思うんですけども、111万4,000円かかるとる提言書にしては、申しわけないけど大変僕はレベルが低いなと思っております。既存のものからの新しい発想も僕には見えない。それから、事業の成果報告書を見ると、すべての参加者の延べ人数を足しても200人ちょっとぐらいかな、いつてるか、いつてないか。別に一人頭5,000円という割り方をするつもりもないですけども、事業の成果として非常に、僕は低い、しょせん素人の域を出ないというところなんですけども、これ100万円かけてこの提言書をつくるんだったら、別にプロの会社に任せておけば、全然もっといいものができるんじゃないかなと思うんですけども。これ実行委員の構成もほとんど、こう言うところなんですけども、なぜこのような選定をされて、こういう形になったのか、少しお聞かせください。

●鈴木市民交流課副参事

この事業は、野崎委員おっしゃるように、参加者は少なかったです。この結婚ということに関しまして、こういった場で、みんなで話し合うという機会が今までなかったんやと思っております。そういったことから余計に、これからしていくことが必要なのかなというふうなことも感じました。

委員の、実行委員会でやろうというふうなところはですね、やっぱり市が旗振りをして進んでいくだけではなくて、やっぱりいろんな主体が入って、みんなで考えていく、みんなで結婚というふうな雰囲気というか、それを盛り上げていくことが必要であろうというふうなところで、市民であったりとか学生であったりとかというふうなところで入っていただいての実行委員でした。

こういった形で進めてきた中で、確かにみんなが考えて話し合いをした中から拾ってきた言葉ばかりですので、きれいな言葉とか絵に描いたような言葉ではございませんが、その分、みんなが考えてもらったというところでは値打ちがあるのかなというふうに、担当

者の私は感じております。

○野崎隆太委員

おっしゃりたいことはわからなくてもいいんですけども。僕がね、個人的なお金を払って、100万円払って、この形の提言書であれば多分、怒っていると思います。

基本的に、やったからいいんだとか、成果はこの成果物ができたこととか、別に、できるだけやったら3時間も考えたらできる話ですんで。

話し合いをするのも、別に100万も使ってやらんでいい話ですので、やっぱり100万円というこの金額に見合うような成果を、僕は出すべきじゃないかなと思っております。

ゼクシィの編集長さんが来て、その講演がというような話もあったんですけども、これ、こっちの事業の成果の概要書を見させてもらいますと、なぜかわかんけどワールドカフェ3回開いとる中で一番少ないのは、ゼクシィのその講演とかパネルディスカッションを開いた後のワールドカフェ、最後のワールドカフェは、2月20日に行われたものは13人しか来てない。それまでは28人、29人と来ておるんですけども、まあ28、29が多いか少ないかという話じゃないんですけども、それを終えた一番最後の13人しか来てないとなると、果たして事業としてこれ、成功だったのかな、失敗だったのかな、というところだと思います。

これは先ほど、どんどんつなげていきたいという話をされましたけど、僕は失敗にしか見えないんですけども、なんでこれをつなげていこうとしておるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

●鈴木市民交流課副参事

私自身は失敗だとは思っておりません。先ほども言いましたように、結婚ということを社会として考えるという機会が、今はもうあまりないというふうなところ、先ほども申し上げましたが、そんなふうなことを感じておりますので、それをこれから進めていく、今、結婚、非婚化、晩婚化というふうな中で、それをふやしていく、少子化対策へつなげていくというふうなところとして取り組んでいこうとしている段階ですけども、そういったところにありましては、これから、もっともっと社会として結婚とかについても考えていく、それがいいものであるというふうなイメージをどんどん植えつけていかないと、持ってもらうようにしていかないと、ふえていかないとというふうに思っております。

そういうために、この市民の皆様も含めていろんな方が話し合う、確かに人数は少なかったのですが、これからまたこういう機会は必要なんだろうなというふうには思っておりますが、これから広めていくための、つながりというふうなところでは、よかったんじゃないかなというふうには、私自身は思っております。

○野崎隆太委員

もう最後にしますけども、こういった精神的な問題とか人権の話なんかでもそうなんですけど、なかなかその費用対効果とか事業の成否というのは、問われることは正直言うと少ないかなと思います。特にこの男女共同参画という分野なんかもそうなんですけども、やってること自体は悪いことじゃないんです。思いも多分悪くない。いいことをしている

か、悪いことをしているかといえば、いいことをしているんです。

ただ、100万円使ってやることかっていう話をしたときには、全く話が違うかなと思います。別に、ただでも、気持ちだけでもできる、ボランティアでやったらいいやんという事業かもしれませんし。

なので、ある意味では、100万円使ってるというのはね、もう少し真剣に考えていただいて、事業の成否というのをもう少しちゃんと測っていただければなと思います。

◎世古口新吾委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も同じところをお聞きしたいと思います。

政府におきましても、今度、女性の活躍の推進、この法律が通ったところでございます。男女共同参画に関しましては、今までも法律は昔からありましたが、この女性の活躍推進法ができたということで、まだスタートについたばかりでございますので、このライフアップステージのこのワールドカフェをやっていただきました。

確かに費用対効果はどのようなものか見えないとは思いますが、いろんな事業においてワールドカフェというのはいろいろやられておりますが、これを提言にまでもって行って、しかも市長にまで渡したということは、これは事業の成熟ということをあらわしているとは私は考えます。これは、この点で評価をしたいと思います。

この男女共同参画の推進事業全般におきまして、本当に皆さん御努力いただいて、年々いろいろと成熟してきたと本当に思います。ただ、先ほどもありましたが、参加の人数は少ないなというのは思います。この成果表を見せていただきますと、昨年と比べますと微増というか、さまざまなイベントにおいて数字はふえておりますが、1点、このレインボールームで行われました「「性」についてお話ししましょう」というところだけが、これ結構長時間やられていたんですが、5人しか来ていないんです。この数がちょっと目立ちますので、この原因についてどのように分析されておりますでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

レインボーカフェの「「性」についてお話ししましょう」というふうな日の参加が少なかったということです。その日は5人しか見えなかったです。

このレインボーカフェというのは、いろいろ皆様が持っている悩みを、気軽に立ち寄ってお話をする場所というふうなところ、そういう居場所づくりをしましょうということで始めたものでございます。

何も全くテーマがないと集まりにくいよねということで、それぞれの日でテーマを設定して、ある程度の、同じような共通した悩みを持った方で話ができるような場所にしております。

この回は、性についてということでのお話だったんですけども、性同一性障がいというか性別違和といいますか、そういった事がテーマでした。なかなか難しい項目で、男女共同参画、これは、れいんぼう伊勢というところがいただいているんですけども、取り上

げるテーマとしてはとても難しいなというふうな思いを持ちながら開きました。もしかしたら参加者ないかもしれないなというふうなことも思いながらやったところですが、でも、これから進めていかなければならない、取り組んでいかなければならない問題であるというふうな認識はありましたので、まあやってみようかというふうなところでやったようなところもありますので、こういった参加になったのかもわかりません。

PRに関しまして、ちょっと少なかったかなというふうな反省もありますが、ほかのレインボーカフェと同じように市の広報であるとかホームページ、それから市の施設へチラシを置いたりとかというふうな周知方法でした。またこれからのそういった周知に関しましては、もう少し工夫もしていきたいなと思っております。

○吉井詩子委員

今、御紹介もありましたように、確かに、この日は衆議院選挙もあったんですが、それが原因とは思えないんですが、これですね性的少数者の方、性同一性障がいの方がみえて、体験も語られました。これは、本当に生き方や人権、そういう思春期の生きづらさなどを語られたんですが、男女共同参画にとって、この性というのは最も本質的なテーマになります。またこのことに関しましては、若者支援として政府のほうも進めておる課題でありますので、という深い内容でありますのに、このタイトルなんですが、「性」についてお話ししよう」と書かれて、まだまだこれは抵抗感があると思います。

やはりそういうような、市民がどういうふうにか考えるのか、感じるのかということ、工夫をしていただかないと、こうやって書いてあって来る人というのはあまりないと思いますので、その辺についていかがでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

吉井委員のおっしゃるとおりだと思います。この同じ内容で講座とかセミナーとかというふうなものが、人権の関係ですとか教育委員会のほうでとか、いろいろ取り組みをその後されているというふうに聞いておりますが、そのときは「性別って、2つだけ？」というふうなタイトルで行っているというふうに聞きました。

この最初に行ったレインボーカフェのタイトルのつけ方というのは、ちょっと本当に御指摘のとおりやったかもわかりませんので、今後はもう少し工夫して考えていきたいと思っております。

○吉井詩子委員

この来られていた方は、この後、中日新聞にも載ったりして、またこれ東京都のほうで、この性的少数者の方の告白があったことで、かなりこの話が話題になりました。私、この伊勢市は、この26年度にこういう方をお呼びしたということで、大変先見性があったというふうに評価いたしたいと思っておりますので、これからもこの先見性を持ってやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎世古口新吾委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時54分

再開 午後 2 時55分

◎世古口新吾委員

休憩を解いて再開させていただきます。

副委員長。

○野口佳子副委員長

男女共同参画推進費のところの男女共同参画推進都市事業のところでは質問させていただきたいと思います。

今回、26年度に、これは主に市民の意識啓発のための取り組みを市民団体、男女共同参画れいんぼう伊勢に委託されて実施されました。

また、この企業への啓発のために事業所訪問、企業向け研修講座を開催されました。そして、その企業向けの講座が開催されましたときに、企業向けの取り組みはどのようにされましたのでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

企業への取り組みといたしましては、市内の事業所訪問、それから企業向けに研修講座というものを開いております。

○野口佳子副委員長

その講座も開かれたと言うんですけども、企業のところに訪れまして、そしてそこでいろいろと研修をされたというのも聞いているんですけど、それはどうなっているのでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

訪問させていただいた事業者では、働きやすい職場づくりでありますとか休暇制度の充実、その休暇制度を利用しやすいような促進をしていただくとか、市の事業の案内、それから国、県の制度の説明などというふうなところをお話をさせていただいてきました。

○野口佳子副委員長

そうしましたら、18社行かれたというのを聞かせていただきましたんですけど、それはどうなんでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

18社と記載してありますが18社は、この企業訪問、25年度も行ってありますが、25年度には、三重県の制度である男女が生き生きと働いている企業認証制度の認証を受けている企業を中心に行きました。

25年度で訪問できなかったところ、それから新しいところというふうなところを加えま

して、さらにこの26年度におきましては、人権政策課と一緒に企業訪問を行おうということで、人権政策課が例年回っているような事業所さんを含めて18社というところで回ってきました。

○野口佳子副委員長

そこに行かれまして、どのような啓発をされましたのでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

先ほどもお話させていただきました、働きやすい職場づくりであるとか、休暇制度の充実、利用促進、そういったことをしていくにはワークライフバランスに取り組んでもらわないといけないですので、そういったことを進めていただくようにでありますとか、働きやすい職場づくりとなるような取り組みをぜひ行っていただきたい。それから、国、県の支援制度の中には、そういった取り組みをするについての金銭的な支援制度も、補助金なんかもありますよというお話もさせていただきました。

○野口佳子副委員長

そうしましたら、そこに行かれまして効果はどうでしたか。そして、今後どのようにされていくのでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

なかなか、その事業所さんとしまして、言われたからすぐに取り組むということは難しいかと思いますが、もう既に取り組んでいるところもあります。これからは、そういった企業訪問を続けながら、繰り返しお伝えしていきたいなというふうに思っております。

○野口佳子副委員長

そうしましたら、研修でどんな効果を期待しているのでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

26年度に行った研修は、管理職でありますとか経営層に向けたイクボス養成講座というものを行いました。

そのイクボスとは、男性の従業員、部下の育児参加に理解があって、御自分も、自身もワークライフバランスに取り組みながら、それが業績アップにつながっているというふうな上司、管理職ということを指すんですが、そういった方が職場にいる、そういった上司が部下を監督しているということで、職場の雰囲気というのは、働きやすい、いい環境になるというふうなところで、イクボスというふうなものがふえていけばいいなというふうなところで、そのテーマで研修を行いました。

もう一つ、ワークライフバランスの研修も行っております。ワークライフバランス、今回はですね、育児、家事の両立ではなくて介護、これからふえてくるであろう介護と仕事の両立というところで、それをテーマに取り組みました。育児、家事っていう、育児というと該当者がいないというふうな事業所も多いんですけども、介護という、もう少し対

象がふえるというか、誰もが自分のことというふうに関わりやすいというところで、そういったテーマで研修を行いました。

そういったことを通じて、職場でそういうふうな両立をしていくことについての理解を持ってもらうというふうなことを進めていきました。それを期待しております。

○野口佳子副委員長

今、企業へ行かれました、いろいろと研修されまじたりとか、本当に素晴らしいことをしていただきましたんですけども、そうしましたら、今後またどのようにされていくんでしょうか。

●鈴木市民交流課副参事

この研修に関しましては、それぞれ小さい事業所では御自分のところだけの研修が難しいというふうなことが考えられますので、市が設定したような研修の中に参加していただくということで、それぞれの企業、小さな企業が男女共同参画というふうなことを学んでもらうというふうなことを考えております。

大きな会社に関しましては、それぞれ独自ですることもあるかとは思いますが、それが難しい事業所が参加しやすいような研修というのをこれからも設定していきたいと思っております。

事業所訪問に関しましては、先ほども申し上げましたように、なかなかすぐに効果は目に見えないところかとは思いますが、継続して、そういった啓発を続けていきたいと思っております。

○野口佳子副委員長

今後ですけれども、やはり男女共同参画社会をつくっていく中で、本当にみんながこういうことに取り組んでいかねばならないと思っておりますので、そういうことに、今言っていたことは本当にこれからどんどん進めていって欲しいと思っておりますので、期待いたしております。

◎世古口新吾委員長

お諮りいたします。

本日はこの程度で散会し、明18日10時から継続会議を開き、款2総務費、項1総務管理費、目11文書管理費から審査を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御異議なしと認めます。そのように決定し、進めさせていただきます。

また、本日御出席の皆さんには開議通知を差し上げませんから、御了承ください。

それでは、これをもって散会いたします。御苦勞様でした。

散会 午後 3 時04分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員